

開示の実施について（事務連絡）

最高裁判所事務総局秘書課

あなたから開示の実施の申出がありました、下記の司法行政文書について、別添のとおり写しを交付します。

記

1 次の文書番号の開示通知書記1記載の各文書

最高裁秘書第2447号

2 次の文書番号の情報についての開示通知書記1記載の各文書

最高裁秘書第2448号

(担当) 秘書課(文書開示第二係) 電話03(4233)5240(直通)

【機密性 2】

中部弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年4月17日（月）午後5時～午後6時30分

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

- 中部弁護士会連合会の会員約260名
- 最高裁
内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、都倉、荒川（筆記）

（デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（TreeeS 等の民事訴訟手続のデジタル化についての説明を含む。）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3 を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項等を説明の上、質疑応答を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、アップロード等を試行してもらった。）。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

（質疑応答等の要旨）

○一通の書面にA3とA4が混在している書面はアップロードできるか。

●可能である。

○Safariでサインインはできないのか。

●Safariは推奨ブラウザではないが、サインインは可能である。将来導入されるTreeeSではSafariへの対応を考えている。また、TreeeSでは、スマートフォンでの表示を考えているが、mintsはスマートフォンで表示するとレイアウトが崩れる。

○Teamsとmintsは別々のパソコンで表示してもよいか。

●表示してもよい。

○同じメールアドレスで複数のアカウントを作れないか。

●同じメールアドレスで複数アカウントを作成することはできない。利用規約上、1つのアカウントを共用することも禁止している。誰がアカウントを使用しているのか分からないと、情報漏洩につながりかねない上、非弁行為の温床となる可能性もあるので、必ず誰が操作しているのか分かる状態にしていただきたい。

○相手方からmintsで書面の提出があったとき、それをシステム上でしか通知を受け取ることはできないか。

●システム上の通知と同時にメールでも通知が送信される。

（以 上）

【機密性 2】

東北弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年4月18日（火）午後3時～午後4時35分

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

- 東北弁護士会連合会の会員約100名
- 最高裁
内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、荒川、都倉（筆記）

（デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（TreeeS 等の民事訴訟手続のデジタル化についての説明を含む。）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3 を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項等を説明の上、質疑応答を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、アップロード等を試行してもらった。）。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

（質疑応答等の要旨）

- 招待キーはどのように入手するのか。
- メールによる方法と書面による方法の2つの方法がある。

メールの場合、初めて mints の利用希望を裁判所に伝えるときに、招待メールの送信と併せて招待キーの発行も求めていただければ入手できる。

書面の場合、訴状副本等と共に招待キーが記載された書面が当事者本人に送付される。受任することとなれば、招待キーが記載された書面を当事者本人から受け取り、代理人となった弁護士は委任状提出後に招待キーを使って事件と関連付けをし、mints を利用することができる。

この招待キーの運用は、将来的に TreeeS でも検討している運用であり、mints ではそれを先取りして実施するものである。

- 招待キーは事件ごとに割り振られるのか。
- そのとおりである。招待キーは一度使用すると無効になる。
- サインインの二要素認証で同じ電話番号を使うことは可能か。
- 可能である。
- 裁判所としての制約はない。事務所によってはフリーメールを禁止しているところもあると聞いていているので、各事務所のセキュリティポリシーによるところである。なお、mints からのメールには氏名は載るが、住所や電話番号等の個人情報は載らない。
- 参考書面を提出すると反対当事者も見ることができるのか。
- 見ることができる。裁判所限りの書面を mints で提出することはできないため、その場合は mints

【機密性 2】

以外の方法で提出する必要がある。なお、TreeeS では裁判所限りのデータ領域を用意することも検討している。

- 書面提出者の氏名は mints で提出した書面に表示されるか。
- PDF ファイルのヘッダーに印字される。ただし、補助者については、補助者の氏名ではなく、親アカウントである弁護士名が表示される。
- 書証番号は書面上記載しなくてよいか。
- 書証については書面上又は電子的にでも構ないので、書証番号を表示していただきたい。これは、ヘッダーにファイル名が表示されるが、表示サイズが十分に大きくなうことやファイル名が間違っていることもあるためである。
- サインイン後、mints を利用中の複数の事件を横断的に見ることは可能か。
- 事件一覧画面から複数事件にアクセス可能である。現在当事者名が表示されていないが、将来のシステムでは、当事者名も表示できるようにしたいとは思っている。
- エクスプローラー上だけでなく、アップロード直前に mints 上でプレビュー表示をすることは可能か。
- アップロード前にデータを指定しただけの段階であるためできない。
- システム上、複数人の弁護士と事件を関連付けることはできるか。
- できる。関連付けができる弁護士の人数にシステム上の上限はないが、運用上は原則 3 人までとさせていただいている。例えば、弁護団事件で 3 人だけでは困るという場合は受訴裁判所に伝えていただければ運用上の例外も考えられるところである。
- 招待キーは弁護士にのみ届くか。
- 弁護士にのみ届き、弁護士しか使えないものである。例えば、補助者が招待キーを入力すると、補助者が弁護士のように登録されてしまい、その状態の補助者が書面をアップロードしても正式書面として受付できない。また、親ユーザである弁護士に送付された招待キーを補助者が入力して事件と関連付けることもできない。
- 一人の弁護士と一人の事務員の事務所を想定して、弁護士が複数事件を mints で管理している場合、全ての事件で補助者登録することは可能か。
- 親ユーザと補助者ユーザが一対一であれば可能である。
- 補助者の画面上においても複数事件を横断的に見ることはできるか。
- できる。補助者アカウントも親アカウントと同様の機能を利用できる。そのため、アカウントの管理は適切に行っていただきたい。
- 利用者登録が必要なのは一度だけか。
- 一度だけである。事件ごとではない。

(以上)

日本弁護士連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和 5 年 4 月 20 日 (木) 午後 5 時～午後 7 時 10 分

場 所 ウェブ会議 (Zoom ウェビナー) の方法による

出席者

○ 日本弁護士会連合会の会員約 760 名

● 最高裁

内田 (哲) 参事官、西澤局付、立田専門官、佐藤、荒川、都倉 (筆記)
(デモの概要)

内田 (哲) 参事官から、mints の概要 (TreeeS 等の民事訴訟手続のデジタル化についての説明については次のとおり。将来のフェーズ 3 では TreeeS というシステムで実現する予定である。TreeeS の 3 つの e は、e 提出、e 事件管理、e 法廷の 3 つの要素を表している。今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムである。)、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード (A3 を含む。) の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等を説明の上、質疑応答を行った (途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。)。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

(質疑応答等の要旨)

利用者登録～事件関連付け

○メールアドレスは Teams で使用しているものと異なってもよいか。

● 異なってもよい。

○二要素認証の電話番号は認証以外に使用されることはないか。

● 二要素認証以外に使用しない。

○アカウント設定画面で二要素認証用の電話番号やメールアドレスを変更する際に入力を間違えるとログインが不可能となるという説明があつたが、

変更が有効になる前に当該電話番号やメールアドレスが本人のものであることを確認するための確認コード等は送信されないのか。

●送信されない。

○補助参加人の訴訟代理人は利用可能か。

●可能である。

○複数人の弁護士を事件に関連付けることは可能か。

●運用上、上限3名である。弁護団事件等には例外的に対応できればと考えており、事件が係属する裁判所に御相談いただくことになる。

○誤ってユーザ登録した場合、どこに連絡するのか。

●自分でアカウント情報を変更できる。ただし、生年月日とIDは変更できない。

○招待キーについて、システム上、当事者本人が入力できること、委任状未提出段階でも弁護士が入力できることに問題はないか。

●mintsは弁護士しか利用者登録できない仕組みのため、招待キーを当事者本人は入力できない。また、mintsは当事者双方の訴訟代理人が了承しないと使えないため、仮に被告代理人が委任状提出前に関連付けを終えたとしてもmints上には何も提出されていない状態であり、安全性に問題はない。

書面提出

○書面種別のタブを誤って（例えば「主張書面」を「証拠説明書」タブで）提出した場合、裁判所に電話して取り消した上で、主張書面のタブで提出しなおす必要があるか。

●不要である。ただし、秘匿事項が記載された書面や別事件の書面を誤つてアップロードした場合には、早急に係属裁判所に連絡をしていただきたい。

○データ容量が大きく送れないときはどうすればよいか。

- 1度に送信できるデータ容量の上限が50MBであるため、これを超える場合には分割して送っていただきたい。将来的には画像や動画の提出も見据え、大きいサイズにも対応できるように進めていきたいと考えている。
 - 画像、動画及び音声ファイルを参考書面としてアップロードできるか。
- 画像については、送信容量(50MB)内であれば提出が可能である。動画や音声ファイルについては提出できない。
 - 書証番号の表記は必要か。
- 従前どおり表記をお願いしたい。ヘッダーにファイル名が表示されるが、表示サイズが小さくて見えにくいや、ファイル名が間違えていることもあるため表記をお願いしている。
 - 書証をまとめて1つのファイルで提出できるか。書証に枝番がある場合はどうか。
- 将来的な運用と利用者全員の使いやすさを考え、書証は分けて提出していただくことをお願いしたい。枝番が付されているものは1つのファイルとしていただいて構わない。
 - 書証や準備書面に正本・副本の記載は不要か。
- 不要である。
 - 主張書面に押印は不要か。
- 不要である。
 - 文書の作成の真正を表す押印(例:陳述書)は必要であるか。
- 必要である。あくまで押印が不要となるのは書面の提出者である。
 - WordやExcelは参考書面としてアップロードするとの理解でよいか。
- よい。
 - 書証と同様に準備書面もスキャンしてPDF化することでもよいか。
- Wordファイルがあるなら、文字データの利用も考慮すると、WordファイルからPDFファイルに変換したものを持出してもらえた方が良いと思う。

書面をスキャンして PDF 化した上で提出いただいても構わないが、推奨しない。

○カラーの書面を提出した場合どのようになるか。

●mints 上ではカラーの書面を閲覧することができるが、記録にはそれを印刷したモノクロの書面が綴られることになる。カラーの書面を記録にしたい場合には、紙で提出いただくことになる。

○提出した書面のヘッダーに表示される時刻は、アップロードボタンを押下した時刻か、それともアップロードが完了した時刻か。

●アップロードが完了した時刻である。

○アップロードの際、データのプロパティは削除した方がよいか。

●削除の上、提出していただきたい。削除の手順は、操作マニュアルにも記載されている。

○ファイルにパスワードをかけてアップロードすることはできるか。

●アップロードできない。パスワードがかかっているファイルはアップロード時のウイルスチェックができないためである。

○裁判所から書面（例：和解案）がアップロードされることはあるか。

●裁判所からも書面がアップロードされることがある。ただし、電子的な送達等はできないので、判決や調書のデータを mints にアップロードすることはない。

○受領書について、クリック 1 つで受領を表示する方が簡便ではないか。そのような機能を追加する予定はあるのか。

●現行法下での運用であるため受領書の提出が必要であるが、フェーズ 3 ではアクセスして閲覧又はダウンロードすると受領したことになる予定である。

○復代理人の委任状は提出可能か。

●提出できない。原本の提出が必要である。

○ 辞任届は提出可能か。

● 別途回答する。

○ 事件の途中で訴訟代理人の交代等の事情により mints の利用が中止された場合、それまでにアップロードされた書面は mints 上で引き続き参照できるのか。

● mints の利用要件を満たさなければ、削除されるため、参照できなくなる。

雑事件申立

○ 雜事件の申立てはできるか。

● 可能である。ただし、対象事件は F A X で申立可能な事件に限られる。例えば、手数料が必要な閲覧制限の申立てはできず、移送や文書提出命令の申立ては可能である。

○ アップロードをもって雑事件番号が付与されるのか。

● mints 自体で付されるわけではないが、事件番号は裁判所で付けてお知らせすることになる。

○ 雜事件申立書の押印は不要か。

● 不要である。

補助者

○ 補助者は複数の弁護士と紐付けできるか。

● 弁護士と補助者の関係は一対一である。

○ 1人の弁護士が複数の補助者を用いる場合に、補助者ごとに複数のアカウントを取得せざるを得ないということだが、例えば、3名の弁護士と3名の補助者がいる場合（かつ、それぞれの補助者が特定の弁護士の担当ではなく、全ての弁護士の事件を扱う場合）、18のメールアドレス及びアカウントを作成し、事件ごとに1名の弁護士が3つのアカウントを登録する（それにより当該弁護士のための3名の補助者のアカウント3つも紐づけ

られて登録される) という理解でよいか。

●弁護士が取得できるアカウントは1つまでである。また、アカウントの共用はできない。ただし、補助者については1名について最大3つまでアカウントを取得できる。

○二要素認証の電話番号は弁護士と補助者で同じものを使えるか。

●同じものを使える。共用の電話番号を使用する場合はセキュリティに留意いただきたい。

○補助者もアカウント取得のほかに二要素認証が必要か。

●必要である。

○補助者が3つのアカウント作成するに当たって二要素認証の電話番号は3つ用意しなければならないか。

●1つでよい。

○補助者のアカウント登録時、補助者はフルネームで登録する必要があるか。また、フルネームで登録した場合、提出書面のヘッダーに補助者氏名が載り、補助者氏名を相手方に知らせることになるのではないかとの懸念がある。そうであれば、受領書も含め補助者による書面提出を避けて代理人のアカウント提出を徹底する方法しかないのか。

●補助者は、氏に「補助者●●●●」名に「弁護士☆☆☆☆」と入力する必要があるが、提出書面のヘッダーにも受領書にも親ユーザである弁護士の氏名のみが載る。

○補助者が退職した場合、氏名等を変更の上で後任の補助者にそのままアカウントを利用させてもよいか。それとも、新たにアカウントを作成すべきか。

●親ユーザにおいて退職した補助者の関連付けを解除した後に補助者アカウント自体を削除し、新たな補助者のアカウントを新規で作成していただきたい。名前等の変更だけでは、アカウントを共用することと同じになる

ので控えていただきたい。

○アカウントを区別できるように補助者の氏名の後に1、2、3と入力してもよいか。

●補助者の氏名には氏「補助者●●●●」名「弁護士☆☆☆☆」と入力していただくこととなっており、弁護士名で区別可能なため入力は不要である。

○事件が終われば、別の事件で補助者を変えることはできるか。

●当該弁護士のアカウント情報で補助者IDを変えればできる。

上訴

○上訴があった場合、原審でアップロードしたデータは引き継がれるのか。

●令和5年4月以降引き継がれることとなった。ただし、上訴審も運用開始序でなければならず、東京高裁は同年9月頃に、その他の高裁は同年6月頃に運用開始予定である。上訴審に引き継がれる際は、一旦原審での当事者ユーザの関連付けは解除され、高裁で委任状とmintsの利用希望を確認の上、改めて関連付けられることになる。

その他

○事件係属中に相手方代理人が辞任した場合は引き続き利用可能か。

●mintsは、双方に弁護士が代理人として就いている場合に利用できるシステムであるから、相手方代理人が辞任した時点で要件が満たされないため事件との関連付けを外すことになる。ただし、辞任後すぐに関連付けを解除するわけではないから、解除の時期については事件係属中の裁判所と連絡を取っていただきたい。

○期日調書の閲覧謄写は従前どおり紙ベースとなるか。

●現行法下では出力した書面を閲覧謄写することとなっている。

○mintsの情報がビッグデータとして利用されることはあるか。

●利用されることはない。訴訟手続で利用するのみである。

- 具体的な事件がなくても利用者登録をして練習することは可能か。
- 習熟期間中は可能である。運用開始後は難しいため、ぜひ習熟期間中に登録していただきたい。

(以上)

関東弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年5月10日（水）午後5時～午後6時40分

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

○ 関東弁護士会連合会の会員約500名

● 最高裁

内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、荒川、都倉（筆記）

（デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（将来のフェーズ3では TreeeS というシステムで実現する予定であり、TreeeS の3つの e は、e 提出、e 事件管理、e 法廷の3つの要素を表していること、今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムであること等）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3 を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等を説明の上、質疑応答を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。）。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

（質疑応答等の要旨）

- 親ユーチャに関連付けできる補助者は3つまでというのはどういった趣旨のルールか。
- あまりに多人数を関連付けすると管理が難しくなり、アカウントの流出や悪用に繋がりかねないことから、運用上の制限で3つとさせていただいている。
- 補助者の登録メールアドレスはフリーアドレスでもよいか。そうすると登録氏名は1人でも実質複数名の事務員が確認できるように思われる。
- 登録はフリーアドレスでも可能であるが、アカウントの共用はお控えいただきたい。利用規約にも反する上、アカウントの不正利用があった場合、誰が利用したのかが特定できないためである。
- アップロードできるファイルサイズはいくらか。
- 一度にアップロードできるファイルサイズは50MBまでである。これを超える場合は分割してアップロードしていただくことをお願いしている。将来に向けてサイズ上限の拡大を検討している。
- 書面等を提出期限の前日や当日にアップロードすることは可能か。
- 基本的には期限までに提出していただきたいが、期限を過ぎたからといって提出できなくなることはない。期限の前日や当日、更に期限を過ぎても提出は可能である。
- 提出書面のファイル名の付け方に決まりはあるか。
- 全国統一のルールはなく、基本的には受訴裁判所の指示に従っていただくことになる。フェーズ3に向けて統一的なルールについて検討していければと考えている。

- カラーの書証は郵送で送るしかないということか。
- カラーの書証でないと裁判官の心証がとれないということであれば郵送又は持参していただくほかない。また、原本確認の際に裁判官がカラーの原本を見るということも考えられる。mints 上でカラーの書証を確認できるのであれば良いとの判断もあり得るであろう。知財部など、一部カラーに対応している部署はある。
- 提出書面に付されるヘッダーは後から外して見ることができるのか。ヘッダーが重なって見られない部分が生じるのであれば、その部分を余白とすることが必要か。
- 一旦提出されたものを変更できないよう、付されたヘッダーは外すことはできない。書証の写しなどはヘッダーと重なってしまうこともあり得るため、全く見えなければ再提出をお願いすることもあるかもしれない。できれば余白を空けていただきたい。
- 誤アップロードが mints の利用に同意をすることの懸念材料となっている。万が一のとき、ケースバイケースだとは思うが、営業時間内であれば裁判所はどの程度迅速な対応が可能か。
- まずは誤アップロードをしないように、プレビュー画面を御活用いただき、追加ボタン、提出ボタン、OKボタンとアップロードまでいくつかのステップを設けているので、気を付けていただきたい。それでも誤アップロードした場合は、速やかに裁判所に連絡してほしい。対応はケースバイケースであるが、できるだけ迅速に対応する。
- 誤アップロードした場合、誤アップロードした側から、相手方が既に当該書面を確認したか否かは分かるのか。
- mints では分からない。直送や送達が電子的に行われる段階である TreeeS においては、いつ相手方当事者が閲覧したか分かるようになる予定である。
- 現状 mints はウェブブラウザ上での利用に限られているが、将来的にネイティブアプリケーション（独自のアプリケーション）が開発・運用される予定はあるか。
- フェーズ3では当事者本人が利用することも考慮してウェブブラウザを利用するシステムが基本になると考えているが、更に将来、スマートフォンなどを作成されがあり得るかもしれない。
- メールアドレスは重複不可とのことだが、二要素認証用電話番号についてはどうか。
- 二要素認証用電話番号について、同じ電話番号を使うことについてセキュリティ上のリスクはあるが、禁止はしていない。
- 同じ事件で同じタイトルの書面だが、変更履歴ありの書面を提出した場合は、削除していただけるか。
- 相手方もあることであり、裁判所に御相談いただくことになる。
- BCP（事業継続計画）の観点から、mints に障害が発生して書面の提出期限までに復旧しなかった場合のガイドライン（代替の提出方法、裁判所との連絡方法など）はあるか。
- 代替として、FAXや郵送、持参での提出が可能である。フェーズ3では、そういったガイドラインも必要であり検討していく予定である。

(以上)

九州弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年5月12日（金）午後3時～午後5時

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

○ 九州弁護士会連合会の会員約760名

● 最高裁

内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、都倉、荒川（筆記）
(デモの概要)

内田（哲）参事官から、mints の概要（将来のフェーズ3では TreeeS というシステムで実現する予定であり、TreeeS の3つの e は、e 提出、e 事件管理、e 法廷の3つの要素を表していること、今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムであること等。）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3 を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等を説明の上、質疑応答を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。）。

（本説明会における質疑応答については、次のとおり）

○ 事件ページにおける「提出済み書面」や「参考書面」タブで表示される書面の数は最大5件なのか。各自の設定変更で10件や20件にできるようにならないか。

● mints では5件しか表示できない。mints は、飽くまで現行法の範囲内で電子提出の一部を先行実施するためのシステムであり、閲覧についての機能は充実していないところがある。将来的に TreeeS では表示件数を増やしたいと考えている。

○ 登録電話番号は固定電話でも構わないか。

●差し支えない。二要素認証用の電話番号も固定電話の番号で差し支えない。

○間違って書面をアップロードした場合どうすればよいか。

●まずは、間違ないようにプレビュー機能等を使って確認し、提出していただきたい。どうしても削除が必要な場合には、当事者ユーザ自身では削除することができないため、係属する裁判所に連絡していただきたい。正当な理由があれば権限のある者が削除するが、開庁時間以外は対応できないため注意されたい。

○枝番号が付されている書証は、枝番号ごとにそれぞれ独立したファイルでアップロードが必要か。

●書証の提出に関しては、整理や検索の利便性を考慮して、号証ごとに分けて提出をしていただきたい。ただし、枝番号がある書証は、一つのファイルで提出していただいて構わない。

○相手方が mints を利用しない場合、申立人だけの使用はできないか。

●申立人だけで利用はできない。当事者双方が利用を希望している場合のみ mints を利用していただけることは規則で定められており、アップロードによって直送が可能となるといった利便性も減少してしまう。

○アップロードした書面は、いつまで閲覧やダウンロードが可能か。

●mints 上の情報は事件記録そのものではないので、事件が終局すると、速やかに削除される。もっとも権限移行機能があるので、上訴や移送などがあったときは、事件情報は移行先の裁判所に引き継がれる。ただし、移行先の裁判所が mints 導入府である必要があるため、各府の mints の運用開始時期に留意する必要がある。

○補助者には、招待キー付きの招待メールは届かないのか。

●補助者には招待キーが発行されないため、招待キー付きの招待メールは届かない。補助者は、弁護士の代わりに招待キーを入力するこ

ともできない。

○ 1つの事件で代理人 A (補助者 B)、代理人 A (補助者 C) という登録はできないのか。

● できない。1人の代理人に対応する補助者は1人だけである。

○ 相手方が書面をアップロードしたお知らせは、補助者にもくるのか。

● 補助者についてもメール及び mints ホーム画面のお知らせ欄にてお知らせされる。

○ 招待キーはいつ発行されるのか。

● 招待キーの発行はメールでお送りする場合と、書面で発行する場合がある。メールで発行するのは、サインアップ(利用者登録)時だけである。書面で発行する場合は、フェーズ3における訴状副本送達の場面を想定しており、訴状副本に同封して被告に対して送付する。被告から受任した代理人が、書面による招待キーを受け取り、裁判所に委任状を提出の上、招待キーを使うこととなる。

○ mints で作成した受領書はデータで保存されるのか。

● まずはデータ保存され、その後裁判所が印刷して記録にとして保存している。

○ 複数のデバイスから同時にサインインはできるか。

● できる。

○ TreeeS では、記録の顕出の際に電子データを使うことができるようになるのか。

● 改正法が施行された後に提起された事件は電子記録が訴訟記録となる。

弁論への顕出も電子で行われる。

○ 二要素認証は毎回必要か。

● 必要である。

○ mints で登録した事件でも、FAX 等の他の方法で提出することは可能か。

- 基本的に mints で提出していただくことになるが、カラー書面を mints 以外の方法で提出していただくことは考えられる。ただし、mints に提出されたデータ上ではカラーで見ることはできる。
- 事件ごとに補助者を選ぶことはできず、原則 1 人の親ユーザについてすべての事件が固定の 1 人の補助者となるのか。
- そのとおりである。
- 1 人の補助者が複数の弁護士の補助者として登録するには、補助者が複数のアカウントを作成しなければならないのか。
- そのとおりである。なお、補助者のアカウントを複数の補助者で共有することはしないでほしい。
- mints で提出する訴状や準備書面には、作成者の押印が必要か。
- 訴状は mints で提出できない。準備書面に押印は不要である。
- サインアップに関して、招待メールが送信されたユーザではないためサインアップできない旨表示されたままその先へ進めない場合、どうすればよいか。
- 係属する裁判所に mints 利用の申出をし、招待メールを受信していただく必要がある。

(以上)

北海道弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年5月18日（木）午後2時～午後4時

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

○ 北海道弁護士会連合会の会員約160名

● 最高裁

内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、荒川、都倉（筆記）

（デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（将来のフェーズ3では TreeeS というシステムで実現する予定であり、TreeeS の3つの e は、e 提出、e 事件管理、e 法廷の3つの要素を表していること、今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムであること等）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3 を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等を説明の上、質疑応答を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。）。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

（質疑応答等の要旨）

- 補助者の変更はできるか。
- 親ユーザの補助者ID欄に別の補助者IDを入れれば変更できる。ただし、弁護士と補助者は一対一の関係であり、事件ごとに異なる補助者を登録することはできない。
- 弁護士一人に複数の補助者を関連付けることはできないか。
- 弁護士と補助者は一対一の関係であり、現在はできない。将来、TreeeS の段階では対応を予定している。
- 一人の補助者は三つのアカウントを取得することで三人の弁護士の補助者として登録できるが、一人の弁護士は一人の補助者と対応するということか。
- そのとおりである。
- メールアドレスの変更はアカウント設定画面で行えよいか。書記官への連絡は必要か。
- アカウント設定画面で変更するだけでよく、書記官への連絡は不要である。
- スマートフォン用サイトや独自アプリを開発する予定はあるか。
- mints はスマートフォンには対応をしていないため、スマートフォンで表示すると画面が崩れるが、将来 TreeeS の段階では一定の範囲でスマートフォンに対応することを考えている。mints の段階では独自アプリの開発予定はないが、その先の将来ではあり得るかもしれない。
- 退職等で補助者の登録を変更する場合、退職者と同じメールアドレスは使えるか。
- 登録し直すことが原則である。不正利用があった場合に誰が利用したか分からなくなるため、ア

カウントの流用はできない。退職者のアカウントを削除していただき、削除が完了すれば同じメールアドレスで別の方が登録することは可能である。

- 訴訟中に代理人を辞任することになった場合、即時に mints を利用できなくなるか。
- 辞任届が提出されれば事件との関連付けを解除するため、当該事件にアクセスすることはできなくなる。後任の代理人に引き継ぐ資料が必要な場合にはダウンロードしておく必要があるが、後任の代理人が mints の利用に同意し、事件との関連付けがされると、以前提出された書面も含めて見ることができる。
- まだ mints を利用する事件を受任していないが、受任前でも補助者登録等できることはあるか。
- 習熟期間中は受任前の段階でも利用者登録をすることが可能である。実際の事件において mints を利用する際には、事件との関連付けを申し出てもらう。運用開始後は事件が係属していない状態で利用者登録をすることはできない。また、補助者単独での利用者登録はできないので、親ユーザである弁護士から、裁判所に対し、補助者ユーザとなる方のユーザ登録を申し出ていただくことになる。

(以 上)

中国地方弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年5月22日（月）午後2時～午後4時

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

○ 中国地方弁護士会連合会の会員約300名

● 最高裁

内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、都倉（筆記）

（デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（将来のフェーズ3では TreeeS というシステムで実現する予定であり、TreeeS の3つの e は、e 提出、e 事件管理、e 法廷の3つの要素を表していること、今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムであること等）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3 を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等を説明の上、質疑応答を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。）。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

（質疑応答等の要旨）

- 誤アップロードの際の連絡は最高裁判所にすればよいのか。
- 受訴裁判所にしていただきたい。
- 弁護士と補助者は一対一対応か。
- そのとおりである。
- データは PDF ファイルに限るか。
- mints で正式に提出するには PDF 化していただく必要がある。参考書面であれば Word、Excel ファイルでも構わない。
- 一つの書証につき一つのファイルにする必要はあるか。
- いずれ電子記録になった場合を想定し、号証ごとに一つのファイルで提出していただくことをお願いしている。ただし、枝番がついているものについては一つのファイルで構わない。
- 枝番にするかの判断は裁判所に聞いた方が良いか。
- 最終的には裁判所に聞いてもらう方が良いのであろう。一般的には同じ種類のものが大量にある場合は枝番を使っていただく。
- 複数の弁護士で一つの事件を担当することはできるか。その場合、招待キーは複数の弁護士に発行してもらえるのか。
- 一当事者につき原則3名まででお願いしている。招待キーは、招待メールと共に利用者登録の際に発行されるものである。2件目以降の事件については裁判所に御連絡いただき職員の方で事件

との関連付けを行う。弁護団事件等、多数の弁護士の関連付けが必要なときは、受訴裁判所に相談していただきたい。

- 一つの事件に関して弁護士三名とそれぞれの補助者三名が担当できるということか。
- そうである。
- 操作説明中、三通の書面がアップロードされている状態で受領書を作成する場面があった。受領書は三通の内の一通に対しての受領書となっていたが、受領書作成の操作は書面の数だけ行わなければならないのか。
- 同時にアップロードされた書面についてその内の一通を選んで受領書作成に進むと、アップロード単位でまとめて受領書が作成される。全ての書面ごとに作成しなければならないわけではない。
- 同日であっても一つ一つ別々にアップロードされた書面に関しては一括で受領書を作成することはできないか。複数のファイルをアップロードすると、エラーが発生することがあり、それを避けるために一つ一つのファイルをアップロードすると受領書が大量になってしまう。
- できない。アップロードする際には、まとめてアップロードしていただく方がありがたい。
- 提出した時間は、ファイルのヘッダーに記載された時間という理解でよいか。
- そのとおりである。土曜日であっても、土曜日に提出されたという効力は生じる。
- 事務職員複数人が使用する共用メールアドレスを作成し、事実上、一人の弁護士と複数の事務職員とを紐付けすることはできるか。
- メールアドレスの共用すなわちアカウントの共用は控えていただきたい。誰が利用しているのかが分からなくなるため、なりすまし防止、不正利用防止の観点からお控えいただきたい。事務所名としたアカウントも見受けられるが、その場合は修正をお願いしている。
- 一つの事件で mints での提出と FAX での提出の併用はできるか。できるとして、あまりやらない方がよいか。
- 法律上の制約はないが、mints に集約していただいた方が良い。
- 主張書面は印刷したものをスキャンして PDF 化したものでもよいか。個人的には、テキスト検索できるように、できればテキストファイルから直接 PDF 化したものの方が便利だと思う。
- Word ファイル等から直接 PDF 化していただけだと、裁判所でも利用しやすいため助かる。なお、押印は不要である。
- 書証ごとに PDF 化の作業をしなければならないと、ファイル名（書証番号）も個別に入力が必要となり、かえって事務作業が煩雑になるように思ったが勘違いだろうか。
- 将来フェーズ 3 で電子データを記録として読むことを見据えて、号証ごとにファイルを分けてアップロードしていただいている。まとめてスキャンした PDF ファイルを分割し、連続したファイル名を付すようなソフトもあるように聞いている。あまりにも作業が煩雑で、この方法でにまとめたい等の希望があれば御意見いただければと思う。
- カラーとモノクロの書証がある場合は取り急ぎ mints で全て提出し、カラーのみ、クリーンコピーを別途提出することでよいか。

- よい。
- 提出済み書面一覧画面で1ページあたり5件しか表示されていないが、表示件数を増やすことはできるか。また、最新アップロードが最初の画面に表示されるようにデフォルトを変更することはできるか。
- いずれもできない。フィルタ機能や並び替え機能を使っていただくことはできる。e提出機能に特化したmintsの限界であり、今後フェーズ3の中で対応していきたい。

(以 上)

近畿弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年5月25日（木）午後3時～午後5時

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

○ 近畿弁護士会連合会の会員約900名

● 最高裁

内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、都倉（筆記）

（デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（将来のフェーズ3では TreeeS というシステムで実現する予定であり、TreeeS の3つの e は、e 提出、e 事件管理、e 法廷の3つの要素を表していること、今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムであること等）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3 を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等の説明を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。）。その後、立田専門官が質疑応答を行った。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

（質疑応答等の要旨）

- 補助者登録の流れを教えてほしい。
- 「初めてご利用の方へ」を御参照していただくと分かりやすい。親ユーザである弁護士が、裁判所に対し、補助者のユーザ登録を申し出る。補助者ユーザの登録完了後、親ユーザにおいて補助者ID を登録する、という流れである。弁護士と補助者は一対一の関係となる。補助者は、関連付けされると、親ユーザが関連付けされている事件について親ユーザと同じ権限で利用できる。
- 書証のファイルサイズが 50MB を超える場合、分割して提出することになるか。
- そのとおりである。
- 書証のファイル名の付け方にルールはあるか。
- 全国統一のルールはない。「初めてご利用の方へ」にファイル名の例を記載しているが、具体的なファイル名のルールについては事件の係属する裁判所に尋ねていただくのが良い。
- A4 と A3 サイズが混在する PDF ファイルは提出可能か。
- 提出可能である。令和4年度に改修を行い、A4 と A3 が混在するファイルも、A3のみのファイルもアップロードできるようになっている。
- 招待キーはいつどんなタイミングで発行してもらえるか。
- 事前に配布させていただいている「mints の招待キー機能について」を参照していただくと分かりやすい。招待キーの交付は、メールによる交付と書面による交付の二つのパターンがある。メー

ルによる交付については、初めて mints を利用する方が裁判所に利用者登録（サインアップ）の申出をしたときに招待メールとともに発行される。書面による交付については、招待キーだけを交付するものであり、主に被告代理人の場合を想定している。原告代理人から mints の利用申出があれば、裁判所は訴状副本等に同封して被告に送付する。被告から委任を受けた代理人は、委任状提出後、招待キーを使って事件への関連付けを行うことができる。被告代理人の関連付けの後に原告代理人の関連付けを行う運用のため、被告代理人が関連付けされたときにはまだ何も提出がない状態である。

- 利用者登録（サインアップ）は一度だけ行えばよいのか。
- 一度利用者登録（サインアップ）していただければ、他の mints 導入裁判所でもアカウントを使うことができる。
- 招待キーは事件ごとのものか。
- そのとおりである。
- 補助者の住所は事務所住所でよいか。
- よい。
- 誤アップロード防止の関係で、アップロード操作の何分後かに正式にアップロードされる仕様がよいのではないか。
- 御意見として承る。アップロードの際に複数回表示される確認画面により誤アップロードがないように十分確認していただきたい。
- mints の事件情報は事件終局後どのくらい後に削除されるか。
- 事件終局後、速やかに削除することとなっている。ただし、上訴や移送等で他の mints 導入裁判所に移行される場合に、権限移行機能によって移行先の裁判所に引き継がれることになる。
- 二要素認証に登録している携帯電話を家に忘れてしまった場合、出先でサインインができなくなるが、書面提出期限との関係ですぐに提出したいときはどうすればよいか。
- 緊急事態等、どうしても mints が利用できない場合、FAX や持参、郵送の方法で提出していただくことは可能である。mints が利用できる状態であれば、直送の利便性等もあるため、mints で御提出いただきたい。
- 準備書面に押印は必要か。
- 不要である。
- 氏名の記載はあるが押印はないものを提出するということでよいか。
- そのとおりである。
- ユーザ登録に当たって、弁護士と補助者のメールアドレスは異なる必要があるか。
- なりすまし防止や不正利用防止の観点から、同じメールアドレスの登録はできない。同じメールアドレスを複数のユーザにおいて共用することはできない。
- 事務局の担当替えがあった場合、補助者の設定を変更できるか。
- できる。親ユーザのアカウント設定画面の補助者 ID から変えることができる。ただし、補助者の方が退職するという場合には、アカウントの使い回しはできないため、当該補助者の方のアカウ

ントを削除していただく必要はある。

- 登録するメールアドレスにフリーアドレスは使えるか。
- 可能である。各事務所のセキュリティポリシーによるところがあるが、システムにおける制約はない。
- 書証自体に書証番号を付した方がよいか。PDF の注釈機能を使ってもアップロードできるのか。
- 書証の写しについては、各書類の右上に証拠番号を表記した上で PDF 化し、又は、PDF ファイルに証拠番号を電子的に付記してアップロードしていただく必要がある。PDF の注釈機能で注釈を付けていてもアップロード可能と考えているが、詳しくは注釈機能についての確認が必要かと思う。
- モノクロだけでなくカラー画面も提出可能か。裁判所のコピー機の仕様によるか。
- カラーで提出していただければ mints ではカラーで見ることができる。記録となるのは印刷した紙であり、原則グレースケールでの印刷になるが、一部の裁判所ではカラー印刷に対応している。裁判所に紙でもカラー部分を提出する必要があるのであれば、別途カラーのクリーンコピーを御提出いただくことになると思われるが、具体的には事件が係属する裁判所にも御相談いただき提出の要否を検討していただくことになる。
- カラーの書証はグレースケールで印刷されるとあったが、相手方に対する関係でカラー画面の別途提出は必要か。
- 事件が係属する裁判所に御相談いただくのが良いと思われる。
- 代理人が複数の場合はどうなるのか。
- 事件への関連付けは一当事者につき三人までとさせていただいている。弁護団事件等で四人以上の関連付けが必要であれば事件が係属する裁判所に御相談いただきたい。
- 複数の職員が共用して使う、事務所の代表アカウントを作成してはいけないか。
- なりすまし防止や不正利用防止の観点からアカウントの共用はやめていただきたい。
- 弁護士の mints 利用は義務ではないのか。
- 双方から利用申出があり、利用開始された以上は mints を利用していただきたい。mints は将来の全面電子化のシステムに向けた先行実施として現行法の範囲内で e 提出を実現している。将来に向けて習熟していただける機会になる。
- mints 以外の方法で提出された書面は mints 上ではアクセスできないということですか。
- そのとおりである。職員において紙で提出されたものを PDF 化して mints にアップロードするということはしない。
- 提出期限を超過した場合の督促メールは補助者にも届くか。
- 補助者にも届く。
- 提出期限を超過した場合の督促メールは止めてもらえるのか。
- mints 上、提出できていなければメールが届く。mints 外で提出が済んでいるのであれば担当書記官に連絡をして提出期限の解除をしてもらう必要がある。
- 二要素認証の電話番号は固定電話でも可能か。
- 可能である。

- 二要素認証の電話番号は共用のものでも良いか。
- 登録は可能である。なりすまし防止等の問題が生じることもあるので、その点は御留意いただきたい。
- 弁護士10人にそれぞれ紐付く補助者が10人いる場合、補助者のメールアドレスは10個必要か。
- そのとおりである。アカウント作成には別々のメールアドレスが必要である。
- mintsで提出できずFAXや持参で提出した場合、後からmints上にアップロードする必要はないか。
- 不要である。後からmintsにアップロードすると同じ書面が二回提出されたということになる。
- 事件終局後の削除の前に書面を一括ダウンロードすることはできるか。
- 事件への関連付けがなされている間は複数のファイルを選択して一括してダウンロードできる。
- 補助者がサインインする際も二要素認証はその都度必要か。
- サインインごとに二要素認証は必要であり、補助者も同様である。
- 弁護士のアカウントを使って補助者が書面を出してはいけないか。
- 不正利用防止のため、アカウントの共用は禁止である。補助者の方は補助者のアカウントで提出していただく。
- 弁護士自身がメールアドレスを変更するときはどうすればよいか。
- アカウント設定画面から編集ボタンを押下し変更することができる。なお、メールアドレスと二要素認証の電話番号については間違ったものを登録してしまうと、サインアウト後、再度のサインインができなくなる。間違えないように御留意いただきたい。
- 訴訟係属中に代理人が辞任し後任の代理人がmints利用に同意した場合、前任者は事件情報を見られなくなるとの理解でよいか。後任の代理人は従前提出されている書面を見る能够性があるか。
- 前任者は事件への関連付けが解除されるため、見られなくなる。なお、後任者は前任者が提出した書面を見る能够性がある。
- 補助者のアカウントは三つまでとされている制限理由は何か。
- 日弁連から頂いた御意見や裁判所の事務処理を考慮し、三つまでとさせていただいている。三つでは足りないという御意見も頂いている。頂いた御意見は将来のシステム開発に当たって参考とさせていただく。
- 補助者は複数いるが事務局用のメールアドレスは一つしかない場合、同じメールアドレスで複数の補助者のユーザ登録は可能か。
- 先ほど御説明させていただいたとおり、メールアドレスの共用はできない。
- アップロードするファイル名の付け方に制限はあるか。
- 先ほど御説明させていただいたとおり、ファイル名の付け方に統一的なルールはないため、事件が係属する裁判所にお尋ねいただくことになるが、一般的には文書の特定のために必要な表題・証拠番号等を簡潔に付けていただくことになる。なお、外字は使用できない。また、当事者名を入れ

る場合は、秘匿事項が含まれていないかには御留意いただきたい。

- 参考書面タブでの提出は正式な提出にならないという理解でよいか。
- そのとおりである。正式に提出をしたい場合は主張書面等のタブで御提出いただくことになる。
- 提出する PDF ファイルには、編集できないように保護機能を使ってよいか。
- PDF については操作マニュアルに記載の方法で作成していただきたい。
- 複数のデバイスにおいて一つのアカウントでログインは可能か。
- システム上、複数の端末から同じ ID を利用して同時にログインすることは制限されないが、セキュリティの観点等から推奨しない。なお、操作マニュアル記載の推奨端末や環境にも御留意いただきたい。
- 将来的に家事事件においても mints の運用は始まるか。
- 現時点での導入展開の予定は、裁判所 HP にも掲載されているとおりである。mints は 11 月頃までに全ての地裁支部において運用開始することになっている。
- 1 書面 1 ファイルとあるが、まとめて甲 1 号証～甲 50 号証を 1 ファイルで提出してよいか。
- 整理のしやすさ、見やすさの観点から一つの号証につき 1 ファイルでの提出をお願いしている。ただし、枝番があるものについては甲 1-1～1-5 をまとめて 1 ファイルとして提出していくことは可能である。
- 「初めてご利用の方へ」はどこから見られるか。
- mints のトップ画面にリンクがある。操作マニュアルや操作説明動画等もトップ画面から見られる。
- 複数の弁護士で一つの事件を受任している場合、全員が mints に登録しなければならないか。例えば、弁護士三人中二人だけの登録でもよいか。
- 実際に mints を利用する方だけの登録で構わない。
- 補助者の設定について、A 弁護士のある事件を補助者 B、異なる事件を補助者 C とはできないということか。
- 事件ごとに補助者を設定することはできない。
- システムにトラブルがあった際、裁判所から利用者への連絡はあるか。
- mints のトップ画面においてお知らせする。mints トップ画面自体が表示されないとき等は裁判所の HP においてもお知らせする。個別の裁判所からも連絡があるかもしれないが、ケースバイケースである。
- 裁判所から和解案等が mints で提供されることはあるか。
- 事件が係属する裁判所の判断となるが、参考書面タブで提供可能である。
- 弁護士三人を事件と関連付けしてほしい場合には担当書記官に連絡してそれぞれ招待キーをもらうのか。
- 利用者登録（サインアップ）が済んでいる場合は、連絡をいただいた段階で裁判所において事件への関連付けをする場合もある。
- メールアドレスや二要素認証の電話番号を誤って登録した場合、再度のサインインができない

なるが、裁判所に連絡して改めて登録するのか。

- mints のトップ画面のチャットボットから問合せフォームに進み、御事情を送っていただければ、最高裁 mints チームにおいて、原則二営業日以内に対応させていただく。
- mints で裁判所限りとしていただきたい書面を提出することはできるか。
- できない。mints で提出した書面は即時相手方も見ることができる。
- 当事者名に外字が含まれる場合、印刷されたものの外字の部分は空白になるのか。
- PDF 化されたもので外字が表示されていればそのまま印刷される。ファイル名に外字が含まれる場合は、アップロードができない。
- PDF ファイルに証拠番号を電子的に付記してアップロードするはどういうことか。
- PDF ファイル自体に電子的に証拠番号を入れるということだが、証拠番号の付記の仕方の一つの例である。電子的に付記することが不可能な書証であれば手書き等で直接記載していただいて提出していただくことで差支えない
- mints の機能で提出ボタンを押す前にファイルイメージを見ることはできるか。
- できない。先ほど御説明した Windows のプレビュー表示の機能を使ってファイルの内容を確認することはできる。
- 期日請書をその他の書面タブでアップロードしてよいか。
- よい。ファクシミリで提出できる書面についてはアップロードしていただける。
- 事件係属中に解任され本人訴訟に切り替わった場合、mints を引き続き利用することはできないか。従前 mints で提出していた書面をどのように本人に交付するのか。
- 本人訴訟に切り替わった場合、mints の利用要件を欠くため、利用できなくなる。解任前に mints で提出したものは印刷されて記録となっており、提出し直す必要もない。
- mints 外で提出された書面に対する受領書は、mints では提出できず、FAX 等で提出せざるをえないか。
- mints の受領書作成機能は mints でアップロードされた書面に対する機能のため、mints 外で提出された書面については同機能を利用して受領書を作成・提出することはできない。
- mints について質問がある場合はどちらの部署に問合せをしたらよいか。
- mints についての御質問については、まずはトップページのチャットボットをご利用いただき、それでも解決できない場合は問合せフォームにて御連絡をいただければ最高裁の mints 担当において回答させていただく。
- FAX で提出できない反訴状や訴えの変更申立書は mints では提出できず、別管理が必要か。
- 従前どおり紙で提出していただくことになり、mints 以外で管理していただくことになる。

(以上)

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
いつも大変お世話になっております。
当方は本名に旧字 [] を使用しており、日弁連に登録している氏名も旧字なのですが、常用漢字 [] を使って利用登録をした場合に、訴訟代理人と利用者の同一性は問題ないのでしょうか。
上記の点につきまして、ご回答いただきたく存じます。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

本システムで使用できる文字は、JIS X 0213の文字を基本としています（操作マニュアル5ページ）。氏名に常用漢字 [] をお使いになられて利用者登録をされた場合でも、利用を希望する裁判所において、御本人確認をさせていただいた上で、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日等を入力していただいた利用者登録をしていただくことで、訴訟代理人と利用者の同一性は担保されますし、また、サインイン時には、SMS又は電話による二要素認証も要求されますので、御利用に当たって特に問題になることはございません。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

招待メール受信後のサインアップ方法については、操作マニュアル8ページ又は操作説明動画を御参照いただきますようお願いいたします。

(操作マニュアルURL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=8

(「操作説明動画～サインアップ編～」URL)
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5E1OlcY5OcQ5EtZRtvEl5akfa4tH2Kw>

また、メールアドレスのユーザ名(@の前)に御利用できる記号や受信設定等については、操作マニュアル5ページを御参照いただきますようお願いいたします。

(操作マニュアルURL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=5

上記各資料でサインアップの方法やメールアドレスの設定等を改めて御確認いただいた上で、サインアップをお試しいただいても同様の事象が生じる場合は、お手数をおかけして大変恐縮に存じますが、再度この問い合わせフォームから、当該事象で表示されるメッセージを正確に記載していただいた上で、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
サインアップを何度も試しましたが、メールアドレスが入力されていないと表示されてしまい、次のページに進むことができません。裁判所からメールをいただいているメールアドレスを入れています。どのようにすればよろしいでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずは利用者登録（サインアップ）が完了しているかどうか、今一度御確認ください。御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、mintsのIDが記載されたメールが届いているようでしたら、完了しております。

仮に完了していなかった場合は、お手数ですが、改めてサインアップの操作をお願いいたします。

サインアップをするには、招待メールを受信していく必要があります。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
利用者登録をしたのですが、何度もやつても「メールアドレス又はパスワードが正しくありません。」と表示されて、サインインすることができません。対処方法をご教示ください。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずはユーザ登録（サインアップ）が完了しているかどうか、今一度御確認ください。
御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメールが届いているようでしたら、完了しております。
仮に完了していないかった場合は、「お手数ですが、サインアップの操作をお願いいたします。
サインアップをするには、招待メールを受信していただく必要があります。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEl5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEl5akfa4tH2Kw)

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
さいたま地裁第1民事部からご案内メールが届きました。サインアップ画面を開き、右上のサインインをクリックし、メールアドレスを入力すると、「登録されたメールアドレスと一致しません、確認コード再送ボタンを押して前の画面に戻り、登録されたメールアドレスを入力してください」とのメッセージが出るので、入力すると「メールアドレスのかくにんができました。操作を続行してください。」とのメッセージが表示されるので、「続ける」をメールアドレスと一致しません」とのメッセージが表示され、何度繰り返しても同じで、サインインができません。解決方法を教えてください。

**ご職業
弁護士**

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

電話による二要素認証（第2認証）の場合、#（シャープ）ボタンの押下を求められるところ、使用されているお電話によっては、同ボタンの機能が、本システムの二要素認証機能が想定している機能と異なっている場合があることが確認されています。#（シャープ）ボタンを押下しているにもかかわらず正常に認証ができない場合、詳しくは、お電話のサービス提供者に御確認ください。

解決しない場合には、別のお電話番号の使用を御検討いただき、大変お手数をおかけいたしますが、再度、本問合せフォームにより御連絡いただきますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

**お問い合わせの種類
不具合や障害について**

お問い合わせ内容
パスワード入力後、第2認証として登録済の事務所に電話をするボタンを押して、マイクロソフトから電話がかかってくるが、シャープボタンを押してもサインインすることができない。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
サインアップの途中の「認証時のSMS
又は通話の設定」画面でマニュアルを
確認しようとしている間に、同画面が
消えてしまいました。改めて最初から
サインアップをして良いのでしょうか？

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】
アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメール
が届いているようでしたら、アカウント登録が完了し
ております。
仮に完了していないかった場合は、お手数ですが、再度
サインアップの操作をお願いいたします。

なお、サインアップの画面を残しつつ、トップ画面の
マニュアルを開かれたい場合は、ブラウザの「新しい
タブで開く」や「新しいウィンドウで開く」で別にト
ップ画面を開いていただくことで御対応いただくこと
が可能です。

サインアップの方法については操作マニュアル8ペー
ジもご参照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsにサインアップしていただくにあたって、mintsへの招待メールを受信されておりますでしょうか。招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。
詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firstrtime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

もし招待メールを受信されているにもかかわらず、登録情報の入力後、二要素認証画面に進むことができない場合には、利用者登録画面に表示されるエラーメッセージを御確認いただき、御対応いただきますようお願いします。

御対応いただく上で御不明な点がございましたら、トップ画面に表示されているチャットボットも御利用ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
mintsの登録についての質問です。
最初の画面でcreateボタンを押した後、その先の画面に進むことができません。どのようにしたら良いでしょうか？

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
招待メールを受信したメールアドレス
を入力した後、「すぐサインアップ」
を入力し、確認コードを受信し、何度も
も入力しておりますが、その都度、確
認コードが時間切れですとのメッセー
ジがあらわれ、十数回繰り返してお
ります。どうしたらよろしいのでしょうか？

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

サインアップ時の確認コード送信メールは、「確認コ
ードを送信」ボタンが押された直後にシステムから自
動で送信しており、通常は10秒から20秒程度で受
信されております。

メールの受信までに時間がかかっている状況である場
合には、誠に恐れ入りますが、原因については、御利
用のメールサービス提供者にお問い合わせください。
お問い合わせいただいても解決しない場合には、別の
メールアドレスを御利用いただくことも御検討いただ
きますようお願いします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容

「住所」に漢字、ひらがな、カタカナ（全角）、スペース（全角）、英数字（半角）又は記号（半角）で入力してください。とでてきてcreateを押してもそのページから進みません。どのように住所を記載すればいいのでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

利用者登録（サインアップ）時の「住所」欄には、御記載いただいているとおり、漢字、ひらがな、カタカナ（全角）、スペース（全角）、英数字（半角）又は記号（半角）を用いて入力していただくこととなります。

つきましては、御入力いただいた文字が上記の入力ルールどおりに入力されているかどうか今一度御確認の上、「Create」ボタンを押下していただけますよう、お願ひいたします。

なお、「住所」欄上部の住所の記載例（東京都千代田区隼町4-2）につきましても、御参照ください。

上記の入力ルールどおりに、漢字、ひらがな、カタカナ（全角）、スペース（全角）、英数字（半角）又は記号（半角）を用いて入力しているにも関わらず同様のメッセージが表示される場合には、使用している記号につき代替の文字を利用することも御検討ください。

それでも利用者登録を完了することができない場合は、お手数ではございますが、再度、お問合せフォームよりお問い合わせいただきますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

**ご職業
弁護士**

**お問い合わせの種類
その他**

お問い合わせ内容

ユーザー登録の際、登録住所を間違つたと思います。確認もしくは訂正したい場合、どのようにしたらいいでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

サインイン後のアカウント設定画面で、登録情報の変更が可能です。
アカウント設定画面での編集方法については、操作マニュアル23ページもご参照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=23

今後ともよろしくお願ひいたします。

**ご職業
弁護士**

**お問い合わせの種類
機能や操作方法について**

**お問い合わせ内容
提出する証拠の枚数が多量にあるので
すが、一度にアップできる制限枚数な
どあるのでしょうか。
あるいは、何枚でも一度にアップが可
能でしょうか。**

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

画面のアップロードにつきまして、ファイルサイズに
つき、一度にアップロードできる最大容量は合計
50MBまでとなっております。それ以上のファイルを
アップロードしたい場合は、複数回に分けてアップロ
ードしてください。
詳しくは、操作マニュアル（35ページ）を御参照くだ
さい。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、mintsのIDが記載されたメールが届いているようでしたら、利用者登録（サインアップ）が完了しております。
仮に完了していないかった場合は、お手数ですが、改めてサインアップの操作をお願いいたします。
サインアップをするには、招待メール（「【mints】新規アカウント登録の御案内」と題するメール）を受信していただく必要がございます。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録（サインアップ）を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
本日招待メールからアカウント作成をしました。アカウントのメールアドレスは [REDACTED]
[REDACTED]です。パスワードを作成して、二段階認証をした後、サインインをしようとしましたがサインインできません。アカウントは作成できているようで、パスワードを再設定してサインインしようとしましたが、何度もやってもパスワードが違いますと表示されます（打ち間違えがないかは確認）。
ブラウザはグーグルクロームです。パスワードの生成の際、「失敗しました」という表示がブラウザにいつも表示されるようです。これは、パスワードの自動生成機能をつかった場合も、任意でパスワードを入力した場合も同じ現象です。対応方法の教示をお願いいたします。

ご職業
弁護士

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

(1) メーリングリストや他の方と共に用するメールアドレスを利用することができません。利用者登録をされる方の本人のメールアドレスを利用してください。

(2) システムの構造上、二要素認証用連絡先として共用の電話番号を登録することは可能ですが、二要素認証はなりすまし防止のためにお願いしているものので、セキュリティの観点から、共用の電話番号を登録することは推奨いたしません。

(3) システム利用者は、いかなる場合にも、アカウントを第三者に利用させ、又は貸与等することはできません（利用規約6条3項）。

利用規約は以下のURLから御覧いただくことができます。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_terms.pdf

なお、システム上、複数の端末から同じIDを利用して同時にログインすることは制限されませんが、セキュリティの観点から推奨しません。また、別の端末による操作が正常に反映されない可能性があります。

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問い合わせの種類
利用者や利用場面について

お問い合わせ内容

mintsを事務所運営として運用していくうえで、事務員が、書面提出の通知（メール）を確認し、また、mintsにログインして書面を提出できなければならないと考えています。

しかし、当事務所は、一人の弁護士に一人の事務員といった体制ではなく事件ごとに事務員が担当しており、現状の補助者の機能では運用が困難と考えています。

そこで、事務員との間でmintsを利用するため、以下の点にお答えください。

① 各弁護士が登録するアドレスを、同一のアドレスにしてよいか（裁判所からの連絡専用アドレスを作成することの可否を検討するため）

② ログインの際のセキュリティコード発行に関して、各弁護士が登録する電話番号を、事務所の番号に統一してよいか（弁護士が外出中のmintsにログインする方法の検討のため）

③ 各弁護士が登録するのではなく、事務所として一つのアカウントを登録して運用することは可能か（同時に複数人がログインすることが可能か検討するため）

よろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
サインアップのトラブルです。
招待メールを受信したアドレスを入力
しています。
確認コードも入れています。
最後の場面で、「招待メールを受信し
たユーザーでないため・・・」とエラ
ーが出ます。
どのように解決したらよいでしょう
か。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsに利用者登録（サインアップ）していただくに
当たって、mintsへの招待メールを受信されているか
を再度ご確認ください。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望
する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望
を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名
【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しま
すので、招待メールを受信してから、mints上で利用
者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してく
ださい。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firstrtime.pdf
招待メール受信後のサインアップ方法については、

「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してく
ださい。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
2023年05月30日（31日かも）に一度
問い合わせしました。

「招待メールをもらったけれどサイン
アップできない」というものです。
2023年06月01日16時07分に返信をい
ただきました。
「招待メールをもらったのか確認して
ください」というものです。
添付ファイルの写真は招待メールでは
ないのでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

招待メールの受信を御確認いただき誠にありがとうございます。
お手数をおかけして大変恐縮に存じますが、利用者登
録（サインアップ）の際のメールアドレスは、招待メ
ール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）
を受信されたメールアドレスと同じものを御入力され
ているか（誤字脱字等の有無を含みます。）を御確認
いただけますでしょうか。

招待メール受信後のサインアップ方法については、以
前の御回答でお示ししました資料と併せて、操作マニ
ュアル8ページも御参照いただきますようお願ひいた
します。

（操作マニュアルURL）
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

各資料を御確認の上、利用者登録（サインアップ）を
お試しいただいても同様の事象が生じる場合は、お手
数をおかけして大変恐縮に存じますが、再度この問合
せフォームから、当該事象で表示されるメッセージを
正確に記載していただいた上で、お問い合わせいただ
けますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

【mints】新規アカウント登録の御案内

I

info@mints.courts.go.jp

宛先: 自分

本メールは、民事裁判書類電子提出システム（mints）からの自動送信メールです。

様

このメールは、民事裁判書類電子提出システム（mints）の利用申請をされた方に送信

民事裁判書類電子提出システム（mints）への利用者登録申請を受け付けました。

次のURLをクリックして、利用者登録（サインアップ）を完了してください。

mintsトップ画面

② <https://www.mints.courts.go.jp/user/>

※ 推奨ブラウザは「Microsoft Edge」及び「Google Chrome」です。推奨ブラウザ以外

mintsトップ画面の右上の「サインイン」をクリックして表示された画面で、
「アカウントをお持ちでない場合 今すぐサインアップ」をクリックした後、
画面の指示に従って必要項目を入力していただくことでサインアップできます。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
2つ、お尋ねします。

1つは、mintsの利用環境です。
推奨される環境が、「Microsoft Edge」及び「Google Chrome」であることは承知していますが、私が普段用いているブラウザがfirefoxであるところ、firefoxで利用（サインアップ）しようとしても、サインインのウインドウが全く開きません。

通常の場合、推奨されているブラウザとは別のブラウザを用いても、大抵、問題なく動作するのですが（せいぜい、表示がずれる程度の些細な不具合は時折あります）、今回はウインドウすら開かず困感しています。

今、このお問い合わせフォームをEdge上で作成しているように、mintsのみ、今後もEdgeで用いれば良いのかもしれません、普段、他の使用はfirefoxを用い、mintsを利用するときのみEdgeを用いるのは、煩瑣以外何物でもありません。

もし、firefoxの何らかの設定を変更すれば、（些細な不具合はともかく）利用できるようになるのであれば、その旨ご教示くださると幸いです。

また、そのようなものがないのであれば、今後、持続的に広く皆さんに快適に利用できるようにするためにも、可能な限り様々なブラウザで使用できるようなシステム設計を心がけていただければ幸いです。

第2は、

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

1 mintsの利用環境について

Firefoxを御利用いただいている場合、ポップアップブロックをブロックする設定を解除していただくことでサインインのウインドウが表示されますので、お試しください。ただし、本システムの御利用に際しましては、ブラウザについてはMicrosoft Edge及びGoogle Chromeを推奨させていただいており、これら以外のブラウザについては動作保証はいたしかねますので、御了承ください。

2 年表記について

本システムの仕様上、アカウント登録（サインアップ）時の生年月日の欄については西暦での入力をお願いしております。和暦により御入力いただけないとことで、御不便をおかけし、誠に申し訳ございません。

また、貴重な御意見をいただき誠にありがとうございます。頂戴しました御意見につきましては、今後の裁判所のデジタル化の検討等の中で参考とさせていただきます。

今後ともよろしくお願ひいたします。



こここの部分について、ある程度、
様々な方が利用することを念頭
に、もう少し許容性を持った入力
をお許しいただけますと有難いで
す。

是非、何人も使いやすいシステム
にしていただけると幸いです。
(できれば、電話等で直接説明を
受けながら話が出来ると有難いで
す。)

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsにサインアップしていただくにあたって、mintsへの招待メールを受信されておりますでしょうか。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名
【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firertime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

もし招待メールを受信されているにもかかわらず、登録情報の入力後、二要素認証画面に進むことができない場合には、利用者登録画面に表示されるエラーメッセージを御確認いただき、御対応いただきますようお願いします。

御対応いただく上で御不明な点がございましたら、トップ画面に表示されているチャットボットも御利用ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
サインアップについて、(5)の「Create」ボタンを押下しても、二要素認証画面に移らないので、手続が進められない。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容

- ①高裁もmintsの対象のことですが、離婚訴訟などの人事訴訟も対象という理解でよいでしょうか。
- ②いざれ家庭裁判所の訴訟事件についてもmintsの対象となる予定はありますか。
- ③二段階認証は、メールアドレス毎に電話番号を登録するという理解であつてますか。すなわち、補助者がサインインする場合の二段階認証は弁護士の電話番号に通知がくるのではなく、補助者が登録した電話番号に通知がくるという理解でありますか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

(1) mintsの運用を開始した高等裁判所（知的財産高等裁判所を除く。）においては、人事訴訟事件の控訴審の手続も対象になります。
大阪高等裁判所、名古屋高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所、仙台高等裁判所、札幌高等裁判所、高松高等裁判所につきましては令和5年6月20日、東京高等裁判所につきましては同年9月頃の運用開始を予定しております。

mints導入府につきましては、裁判所ウェブサイトの次のページに掲載しております。
<https://www.courts.go.jp/saiban/online/mints/index.html>

(2) 上記裁判所ウェブサイトのページ記載のとおり、mintsを家庭裁判所に導入することは、現時点では予定しておりません。

(3) 御認識のとおり、二要素認証用の電話番号はメールアドレスごと（アカウントごと）に登録していただきます。補助者の方がサインインする場合、補助者の方が登録した二要素認証用電話番号について、「コードの送信」又は「電話する」を選択していただくことになります。

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。
Createボタンの下に「情報が処理されるまでお待ちください。」というメッセージが表示された場合、画面上部に別のエラーメッセージが表示されていることがあります。

(1) 仮に画面上部に「Claim not verified: [メールアドレス]」とのメッセージが表示される場合には、メールで送信された確認コードを「確認コード」欄に御入力後（数字は半角）、「コードの確認」ボタンの押下が未了である可能性がございます。

「コードの確認」を押下していただき、問題なく確認されると、右上に「電子メールアドレスが確認されました。今すぐ続行できます。」と表示されます。

サインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

(2) 仮に画面上部に「招待メールが送信されたユーザでないため、サインアップできません」とのメッセージが表示される場合には、招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名
【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

御対応いただく上で御不明な点がございましたら、トップ画面に表示されているチャットボットも御利用ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

不具合や障害について

お問い合わせ内容

利用者登録画面に入力し、createボタンを押下すると、「情報処理しています。」の表示が出たまま画面が切り替わらない

**ご職業
弁護士**

**お問い合わせの種類
その他**

お問い合わせ内容

期日で、主張書面の提出があれば、この期間までに提出してください、ということが決まり、mintsで提出期間のある主張書面と設定されている書面があります。

結局提出しないことにしたのですが、mintsから提出がない、と催告がされています。

どのように解除すればいいのでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

システム上、提出期限が設定されている書面のステータスが未提出のままとなっている場合は、リマインドメールが届く仕様となっております。メールを停止したい場合は、当該事件の担当書記官に御相談ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
Claim not verified: [メールアドレス]
という表示が上部に出て、
「情報が処理されるまでお待ちください」と下部に表示されて先に進めない
のですが、見直すべき点を教えてください。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

利用者登録画面において、招待メールが送付されたメールアドレスを入力いただいた上で「確認コードを送信」を押下していただくと、当該メールアドレス宛に確認コードが届きます。そちらを所定の欄に御入力後（数字は半角）、「コードの確認」の押下が完了である場合に、同様に表示される事象が確認されております。

「コードの確認」を押下していただき、問題なく確認されると、右上に「電子メールアドレスが確認されました。今すぐ続行できます。」と表示されます。

また、招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
新規に登録をしたいのですが、利用者登録画面でメールアドレスを登録し確認コードの送信受けてコードを入力し、そこでは確認を受けることができるので、その後に必要事項を入力の上でアカウント作成のボタンを押すと「招待メールが送信されたユーザーでないため、サインアップできません」と表示されてアカウント作成ができません。
対処方法をご教示頂けますでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsに利用者登録（サインアップ）していただくには、mintsへの招待メールを受信していただく必要があります。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firstrtime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEl5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
サインアップしようとして確認コード
を要求すると何十行ものHTMLコード
が送られてきて、どれが確認コードか
全く分かりません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

サインアップの際のメールアドレスの確認コードは、
メール本文の上部に

「電子メールアドレスを確認してください
(メールアドレス) アカウントをご確認いただきあり
がとうございます!」

コード：XXXXXX（Xは6桁の半角数字）」

と表示されます。

確認コードの有効期限は発行後180秒ですので、改め
て「確認コードを送信」を押下して確認コードのメー
ルを受信していただき、上記メール本文上部にあるコ
ード部分を御確認の上、再度サインアップしていただ
けますようお願ひいたします。

改めて実施いただいた結果、確認コードが分からない
場合には、大変お手数をおかけいたしますが、確認コ
ードのメールの正確な内容等を再度お問合せフォーム
よりお知らせいただけますようお願ひいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

**ご職業
弁護士**

**お問い合わせの種類
機能や操作方法について**

お問い合わせ内容

「招待メールが送信されたユーザでないため、サインアップできません」との標記があり、登録できません。どのようにしたらよいでしょうか。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsに利用者登録（サインアップ）していただくには、mintsへの招待メールを受信していただく必要がございます。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願いいたします。

**ご職業
弁護士**

**お問い合わせの種類
機能や操作方法について**

お問い合わせ内容

先日「サインアップしようとして確認コードを要求したら、何十行ものHTMLコードが送られてきて、肝心の確認コードが送られてこない」旨を本フォームにて問合せたところ、

「もう1回やってみてください」という旨の何の役にも立たない回答がありました。

何十回やっても結果は同じです。

こういうやつが何十行もおくられてくるだけです。

</title><meta name="ROBOTS" content="NOINDEX, NOFOLLOW"/>

<style>
table td {border-collapse:collapse;
margin:0;padding:0;}
</style>

少しはまどもな回答をしてください。

先ほどお問い合わせフォーム自体も先に進めなくなるなど不具合が多いです。

その他バグと思われる動きが何点か見受けられます。

大丈夫ですか？

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

お問合せいただいております事象につきまして、御迷惑とお手数をおかけし、誠に申し訳ございません。

今回発生した事象につきましては現在調査をさせていただいております。

なお、現在考え得る対処方法といたしましては、大変お手数ではございますが、今回の事象の発生したメールアドレスとは別のメールアドレスを御用意いただき、当該別のメールアドレスにて招待メールの受信からの再実施を御検討していただけますと幸いに存じます。

別のメールアドレスを御用意いただく際には、可能な限り今回の事象の発生したメールの受信環境とは異なるものを御用意いただければと存じます。

例えば、PCにて今回の事象が発生していた場合は、携帯のメールアドレス等を御用意いただければ、今回ののような事象を回避できる可能性は高まるものと存じます。

別のメールアドレスを御用意いただくことが難しい場合等は、可能であれば、解析をさせていただくために、該当のメールを添付ファイルの形で御提供いただくことも御検討いただければと存じます。

よろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
電話番号を変更する際に間違った番号で登録してしまい、ログインできなくなりました。
対応についてご教示いただけますでしょうか。
よろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

最高裁において、御本人確認を行わせていただいた上で、二要素認証用の電話番号を変更させていただきますので、大変お手数ではございますが、改めてこのお問合せフォームにおいて、mintsのID、御連絡先の電話番号及び新たに登録する二要素認証用の電話番号を御連絡いただけますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
アップロードボタンが押せなくなった

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

ファイルのアップロードについては、提出する書面の種別（提出期限の定められた書面/提出期限のない書面）を選択すると、アップロードボタンが活性化し、押せるようになります。

操作マニュアル35ページも参照願います。

（操作マニュアルURL）

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

改めて実施いただいた結果、アップロードができない場合には、大変お手数をおかけいたしますが、エラーメッセージの内容等を再度お問合せフォームよりお知らせいただけますようお願ひいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

事件情報

提出書面選択

書面を提出するにあたっては、提出書面を選択してアップロードしてください。

 書面種別 ↴

▼ 提出期限 ↴

▼ ステータス ↴

 提出期限のない書面

1 / 1

アップロード

提出済み書面

参考書面

雑事件一覧

1 / 1

□ 書面種別 ↴

▼ 書面名 ↴

▼ 肩書 ↴

▼ 提出者 ↴

▼ アップロード日付 ↴

▼ 受領書提出 ↴

□ 主張書面

準備書面(1).pdf

被告代理人

2023/05/19

済

□ 受領書

受領書20230522105657.pdf

原告代理人

2023/05/22

未

□ 主張書面

原告準備書面 1.pdf

原告代理人

2023/06/21

未

受領書作成

ダウンロード

一つのファイルにしてダウンロード

一括印刷

マニュアル



お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

調査の結果、当該アカウントは削除済みとなっておりましたので、意図せずに削除操作を行ってしまった可能性が考えられます。

大変お手数をおかけいたしますが、改めての利用者登録（サインアップ）の操作をお願いいたします。
サインアップをするには、改めて招待メール（「[mints] 新規アカウント登録の御案内」と題するメール）を受信していただく必要がございます。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を再度申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録（サインアップ）を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
利用者登録は完了しました。その後、サインインしようとしましたが、パスワードを入れるとエラーになるため、「パスワードを忘れた場合」をクリックし、確認コードを送ってもらいました。確認コードを入力後、操作を続行すると、「登録されたメールアドレスと一致しません。確認コード再送信ボタンを押して前の画面に戻り、登録されたメールアドレスを入力してください。」と出てきて、それ以上何もできなくなります。

どうすればいいでしょうか。

◀ キャンセル



登録されたメールアドレスと一致しません。確認コード再送信ボタンを押して前の画面に戻り、登録されたメールアドレスを入力してください。

メールアドレスの確認ができました。操作を続行してください。

[確認コード再送信]

[続ける]



ここに入力して検索



24°C くもりのち晴れ



あ
る

**ご職業
弁護士**

**お問い合わせの種類
機能や操作方法について**

お問い合わせ内容
メールアドレス宛にMINTSからメールが届き、当該アドレスをコピペして正しいコードを入れても、登録されていないアドレスです。と出てきて、先进めずログインができない。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずはユーザー登録（サインアップ）が完了しているかどうか、今一度御確認ください。
御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメールが届いているようでしたら、完了しております。
仮に完了していなかった場合は、お手数ですが、サインアップの操作をお願いいたします。
サインアップをするには、招待メールを受信していただく必要があります。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEl5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

＜ キャンセル



登録されたメールアドレスと一致しません。確認コード再送信ボタンを押して前の画面に戻り、登録されたメールアドレスを入力してください。

メールアドレスの確認ができました。操作を続行してください。

[Redacted text area]

確認コード再送信

続ける

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
準備書面を提出しようとすると、サー
バー処理が失敗しましたと表示されて
します。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

お問合せをお受けしまして、同様の事象等が発生して
いるか調査いたしましたところ、現時点では、当方で
は、同様の事象等は確認できませんでした。

そこで、大変お手数をおかけいたしますが、次の2点
について、本問合せフォームにより改めて御教示いた
だけますようお願ひいたします。

1. 現在も同様の事象が続いている状況でしょうか。
2. 「サーバー処理が失敗しました」とのエラーメッ
セージが表示されたときにアップロードしようとされ
た準備書面の正確なファイル名とアップロードされた
およその日時

なお、御使用の端末やネットワーク環境の影響等も考
えられますので、操作マニュアル2頁記載の環境を満
たしているかも御確認いただけますと幸いに存じま
す。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
利用者登録完了したかと思いますが、
ログインできません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずはユーザ登録（サインアップ）が完了しているかどうか、今一度御確認ください。
御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメールが届いているようでしたら、完了しております。
仮に完了していなかった場合は、お手数ですが、サインアップの操作をお願いいたします。
サインアップをするには、招待メールを受信してください。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEl5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
複合機でスキャンした資料をアップロードしようとすると、「ファイルの形式又はサイズが正しくないか、ファイルにパスワードが付されています」という表示が出てアップロードできません。

pdf形式で50MB以内でパスワードをつけていない筈なのですが、原因が分かりません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。
いただいた御質問に回答させていただきます。

お知らせいただいたエラーメッセージが表示される場合、原因として、ファイルのサイズが正しくない可能性がございます。
また、PDFの作成手順によっては、プロパティ上のページサイズがA4サイズ（210 x 297 mm）であっても、アップロードができない場合があることが確認されています。

対処方法として、操作マニュアル別紙3の手順により、当該ファイルをA4サイズのPDFに出力し直す（別のPDFファイルを作成する）ことで、アップロードができるようになる場合がございます。

操作マニュアルURL
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
サインインできない

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

サインインの方法につきましては、操作マニュアル1
4ページ以下を御覧ください。
操作マニュアルURL
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=1

解決しない場合には、大変お手数をおかけいたします
が、具体的なエラーメッセージや、行った操作につい
て記載していただいた上、再度お問合せフォームから
お問い合わせいただけますよう、お願ひいたします。
今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
サーバ処理が失敗しました（エラー）
と出る。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

お問合せをお受けしまして、同様の事象等が発生しているか調査いたしましたところ、現時点で、当方では、同様の事象等は確認できませんでした。

そこで、大変お手数をおかけいたしますが、次の4点について、本問合せフォームにより改めて御教示いただけますようお願いいたします。

- ・現在も同様の事象が続いているでしょうか
- ・「サーバー処理が失敗しました」とのエラーメッセージが表示されたときに行った具体的な操作（アップロード、ダウンロード、一つのファイルにしてダウンロード、一括印刷、未印刷物一括印刷等）
- ・操作対象のファイル名
- ・上記エラーメッセージが表示された操作を行ったおよその日時

なお、御使用の端末やネットワーク環境の影響等も考えられますので、操作マニュアル2頁記載の環境を満たしているかも御確認いただけますと幸いに存じます。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容

- 現在も「サーバ処理が失敗しました」とエラーがでます。
- ダウンロード、印刷等全ての操作に出ます。ホーム画面に戻ると事件番号も消えています。どこをクリックしてもエラーが出ます。

操作日時・・・令和5年7月19日10:30~11:00

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

お問い合わせいただきている事象につきまして、頂いた情報に基づいて調査させていただいておりますが、個別の端末の設定等が原因である可能性がございます。大変お手数をおかけいたしますが、次の2点を実施いただき事象が解決するか御確認いただけますようお願いいたします。

- 1 ブラウザのキャッシュクリアを実施していただく
- 2 別のブラウザに変更して操作を実施していただく
(現在Microsoft Edgeを御利用の場合はGoogle Chromeを御利用いただく)

繰り返しとなり誠に恐縮に存じますが、mintsの御利用に当たっては、操作マニュアル2ページ記載のオペレーティングシステム及び推奨ブラウザを御参照の上、御利用ください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=1
なお、Windows11を使用していただくことは差し支えございません。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
メールアドレスが確認され、確認コードが当該アドレスに送られてくるにもかかわらず、確認コード入力→確認すると、「登録されたメールアドレスと一致しません。確認コード再送信ボタンを押して前の画面に戻り、登録されたメールアドレスを入力してください。」とのエラーメッセージが出る。
どのようにしたら良いか？

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsにサインアップしていただくには、mintsへの招待メールを受信していただく必要があります。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の申し込みが必要がございます。裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。
詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。
<https://youtu.be/s2kRP8NgyoY>

今後ともよろしくお願ひいたします。

**ご職業
弁護士**

**お問い合わせの種類
不具合や障害について**

**お問い合わせ内容
mintsトップ画面でサインインをクリックしても同トップ画面しか表示されません。**

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsの御利用に当たって、推奨ブラウザを含む推奨環境を御確認いただけますでしょうか。
推奨ブラウザは、Microsoft Edge と Google Chrome です。これら以外のブラウザについては動作保証はいたしかねますので、御了承ください。
推奨環境につきましては、以下のマニュアルP.2を御参考ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

なお、招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://youtu.be/s2kRP8NgyoY>

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。

最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

いただいたメールアドレスに基づき確認させていただきましたところ、御登録（サインアップ）は完了しています。

御登録が完了すると、御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメールが届きますので、御確認ください。

サインインの方法につきましては、操作マニュアル1
4ページ以下を御覧ください。

操作マニュアルURL

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=1

パスワードがわからなくなったら場合は、パスワードの変更を行ってください。パスワードの変更につきましては、操作マニュアル1 8ページ以下を御覧ください。

操作マニュアルURL

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=1

解決しない場合には、大変お手数をおかけいたしますが、具体的なエラーメッセージや、行った操作について記載していただいた上、再度お問合せフォームからお問い合わせいただけますよう、お願ひいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

機能や操作方法について

お問い合わせ内容

サインアップ登録画面から登録した
が、サインインできない。

登録が完了しているのか不明。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsにおけるファイルのアップロードについて、PDF編集のできるソフト等を介してファイル編集をしていただく必要はございません。

なお、アップロードの際には、操作マニュアル35ページ記載の留意事項を御参照ください。

(操作マニュアルURL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=1

また、アップロードしていただくことができなかった際に表示されたメッセージが、「ファイルの形式又はサイズが正しくないか、ファイルにパスワードが付されています。」であった場合、原因の一つとして、ファイルのサイズが正しくない可能性が考えられます。PDFの作成手順によっては、プロパティ上のページサイズがA4サイズ(210x297mm)であっても、アップロードができない場合があることが確認されています。

対処方法として、操作マニュアル別紙3の「PDFの用紙サイズ変更」(74ページ)の手順により、当該ファイルをA4サイズのPDFに出力し直す(別のPDFファイルを作成する)ことで、アップロードができるようになる場合がございます。

(操作マニュアル別紙3 URL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=75

以上を御確認いただいた上で、なおアップロードができない場合には、大変お手数をおかけいたしますが、具体的な操作状況やエラーメッセージを記載の上、再度お問い合わせいただけますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
あるpdfファイルのみアップロードできませんでした。
(例として、甲11のみ不可で甲12はできました)。当方はサポートやPDF編集のできるソフトを持っていないのですが、そういうソフトを介してファイル編集をする必要がありますでしょうか。ご教示頂けますようお願いします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。
いただいた御質問に回答させていただきます。

お問い合わせいただいている事象につきまして、頂いた情報に基づいて調査させていただいておりますが、個別の端末の設定等が原因である可能性がございます。大変お手数をおかけいたしますが、次の2点を御実施いただき、事象が解消するか御確認いただけますようお願いいたします。

1 ブラウザのキャッシュクリアを実施し、再度サインインしていただく

2 別のブラウザに変更して（現在Microsoft Edgeを御利用の場合はGoogle Chromeを御利用いただき）再度サインインしていただく

上記の方法によっても同様の事象が生じる場合は、お手数をおかけして大変恐縮に存じますが、再度この問合せフォームから、

- ・mintsユーザID
- ・具体的に行なった操作・手順（おおよその日時が分かる場合は当該日時も併せてお願ひいたします。）
- ・使用しているブラウザ名

を正確に記載していただいた上で、再度お問い合わせいただきますようお願ひいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
サインインすると、「確認」「無効な引数です」とでてしまい、「アカウント設定」等をクリックしても反応がありません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。
いただいた御質問に回答させていただきます。
補助者のアカウントを削除された後、再度mintsにサインアップしていただくには、改めてmintsへの招待メールを受信していただく必要があります。
また、削除されたアカウントで使用していたメールアドレスと同じメールアドレスを使用して再度サインアップすることを希望される場合は、アカウント削除の操作を行った翌日以降に、事件が係属する裁判所に対して利用者登録の希望を申し出てください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
補助者のアカウントの登録時に生年月日を間違えて記入したことから一度アカウントを削除しました。その後、裁判所から再度、補助者のメールアドレスに招待メールを送ってもらおうとしましたが、登録が残っていると言われました。
再度、登録をし直したいのですが、手順についてお教えくださいますようお願いいたします。
ちなみに補助者のメールアドレスは、[REDACTED]です。

お問合せいただき誠にありがとうございます。

最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

メールが届かない場合は、お手数をおかけいたします
が、次の事項の御確認をお願いいたします。

1 迷惑メールフォルダに振り分けられていませんで
しょうか。

2 外国からのメールについて、受信拒否の設定をし
ている場合は、解除してください。

3 1、2が原因でない場合、事象の切り分けとし
て、サインアップ画面において、裁判所に登録希望申
請されたメールアドレスとは別のメールアドレスを入
力して、確認コードのメールを受信することができる
か、お試しいただけますでしょうか。

なお、お試しいただくに当たっては、裁判所に対して
当該別のメールアドレスを届け出て、招待メールを受
信していただく必要はございません。

仮に別のメールアドレスであれば確認コードのメール
を受信することができる場合には、裁判所に登録希望
申請されたメールアドレス固有の設定により、当該メ
ールアドレスで確認コードのメールを受信するこ
とができる状態である可能性がございます。

この場合には、メールのサービス提供者に対し、設定
状況等の御確認を行っていただきますようお願いいた
します。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

その他

お問い合わせ内容

補助者アカウントのサインアップ
に関する質問です。

弊所の事務局は、事務局用のメ
ールアドレスを保有し、スケジュー
ラーソフト（サイボウズ社製）を
介して、そのメールを確認してい
ます。

事務局用のメールアドレスを用い
て、補助者アカウントをサインア
ップしようと、登録アドレスとし
て、当該アドレスを記入し、確認
コードを送信させました。ところ
が、スケジューラーソフトから受
信メールを確認しても、確認コー
ドが記載されたメールが受信でき
ません。PCを変えるなど試行錯
誤しながら、何度か試してみまし
たが、確認コードを受信するこ
とができませんでした。

上記のエラーへの対応方法があ
れば教えてください。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。
mintsにサインアップしていただくに当たって、mints
への招待メールを受信されておりますでしょうか。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望
する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望
を申し出る必要がございます。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名
【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しま
すので、招待メールを受信してから、mints上で利用
者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

招待メールを受信されているにもかかわらず、登録情
報の入力後、二要素認証画面（二段認証の画面）に進
むことができない場合には、利用者登録画面に表示さ
れる赤字のエラーメッセージを御確認いただき、御対
応いただきますようお願いします。

また、入力欄に入力する際は、特に、アルファベッ
ト、数字及び記号は半角で、スペースは全角で入力す
ること、特殊な文字は使用できないことに御注意くだ
さい。

御対応いただく上で御不明な点がございましたら、ト
ップ画面に表示されているチャットボットも御利用く
ださい。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

その他

お問い合わせ内容

必要事項入力しクリエイトをクリック
しましたが、二段認証の画面に移動し
ません

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

利用者登録画面において、招待メールが送付されたメールアドレスを御入力いただいた上で「確認コードを送信」を押下していただくと、当該メールアドレス宛に確認コードが届きます。そちらを所定の欄に御入力後（数字は半角）、「コードの確認」の押下が未了である場合に、同様に表示される事象が確認されております。

「コードの確認」を押下していただき、問題なく確認されると、右上に「電子メールアドレスが確認されました。今すぐ続行できます。」と表示されます。

招待メール受信後のサインアップ方法については、
「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

なお、サインアップ時に御入力いただけるのは、招待メールを受信したメールアドレスとなります。mintsにサインアップしていただく際には、まず、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出させていただき、招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を受信してください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

機能や操作方法について

お問い合わせ内容

サインアップ画面で全ての項目を入力して、「Create」ボタンを押すと、上部に赤字で

Claim not verified: [メールアドレス]

と出て、それ以上先に進みません。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容

- ①mintsに登録したメールアドレスが使用不能となった場合の補助者登録の解除方法
- ②mintsに登録したメールアドレスが使用不能となった場合のアカウント情報の全削除の方法をお伺いしたい。

先日、前事務所を退所し、前事務所のドメインのメールアドレスを使うことがなくなりました。そうしたところ、前事務所から事務局の補助者登録を解除してほしいと連絡がありました。

そのため、現在、当職はmintsに登録をしていた前事務所のドメインのメールアドレスが使用できない状況です。
(また、mintsのIDも失念してしまっています。)

この状況下で、①の当職のmintsアカウントに紐づいた補助者登録の解除方法をお伺いしたいと考えています。

同時に、もう前事務所のメールアドレスに紐づいた当職のアカウントを使うことはありませんので、この場合であればアカウントの削除をしてしまって問題ないように考えています(別のメールアドレスで使う場合は別に登録をすれば足りるということだろうと考えています)。

この理解に誤りがなければ、アカウントごと全削除したく、②アカウントの削除方法もご教示いただきたく存じます。

お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

①親ユーザは、補助者ユーザが補助者でなくなった場合には、自身のアカウント設定により、補助者ユーザの補助者の関連付けを解除する必要があります。
詳しくは、操作マニュアル「4.2.補助者の設定について」の「(4)留意点」(25ページ)を御参照ください。
(操作マニュアルURL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=1

②アカウントは、サインイン後、アカウント設定画面で削除することができます。もっとも、事件の当事者として関連付けられている当事者ユーザはアカウントを削除できませんので、アカウントの削除を希望する場合は、事件が係属する裁判所職員へ連絡し、事件との関連付けを解除してもらってからアカウントの削除をお願いいたします。
なお、操作マニュアル26ページ以下も御参照ください。

(操作マニュアルURL)
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=26

補助者機能及びアカウントの管理に関しましては、mintsトップ画面に掲載している「初めてご利用の方へ」の「8. 補助者機能」「9. アカウントの管理」も御参照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firstrime.pdf

また、御対応いただく上で御不明な点がございましたら、トップ画面に表示されているチャットボットも御利用ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずは補助者の方の利用者登録（サインアップ）が完了しているかどうか、今一度御確認ください。
御登録いただいたメールアドレス（招待メールを受信されたメールアドレス）宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、IDが記載されたメールが届いているようでしたら、完了しております。
仮に完了していなかった場合は、お手数ですが、サインアップの操作をお願いいたします。
サインアップをするには、招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を受信していただく必要がございます。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出ていただく必要があります。裁判所から利用者登録のために招待メールを送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

再度利用者登録（サインアップ）をお試しいただいても同様の事象が生じる場合は、お手数をおかけして大変恐縮に存じますが、再度この問合せフォームから、お問い合わせいただけますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
補助者を設定するため、マニュアルに従い、裁判所の事件係属部に對して補助者のメールアドレスへの招待メールの発行を依頼し、招待メールの発行を受けて、アカウントを作成しました。ところが、メールアドレスとパスワードを入力してサインインしようと、「メールアドレス又はパスワードが正しくありません。」との表示が出てサインインができません。パスワードに誤りはないはずですが、パスワードを再発行するため、「パスワードを忘れた場合」をクリックし、メールアドレスを入力して「確認コードを送信」をクリックすると、確認コードがメール送信され、確認コードを入力すると、「メールアドレスの確認ができました。操作を続行してください。」との表示が出るので、「続ける」をクリックすると、次の画面で「登録されたメールアドレスと一致しません。確認コード送信ボタンを押して前の画面に戻り、登録されたメールアドレスを入力してください。」との表示が出て、それ以上進めなくなります。招待メールから登録していますので、登録されたメールアドレスと一致しないことはあり得ず、システムの不具合ではないかと考えております。一度アカウントを削除して裁判所に再度招待メールを送信してもらうことを考えましたが、マニュアルによるとアカウントの削除もサインインしないとできないようなので、それもできません。対処方法をお伝えいただけますと幸いです。上記の過程のスクリーンショットを全て添付します。

民事裁判書類電子提出システム

メールアドレスでサインインする

メールアドレス又はパスワードが正しくありません。



.....

パスワードを忘れた場合

サインイン

アカウントをお持ちでない場合[今すぐサインアップ](#)

＜ キャンセル



メールアドレス



確認コード送信

続ける

＜ キャンセル



メールアドレス宛てに確認コードを送信しました。確認コードを入力し、確認ボタンを押してください。

メールアドレス



確認

新しいコード送信

続ける

＜ キャンセル



メールアドレス宛てに確認コードを送信しました。確認コードを入力し、確認ボタンを押してください。

メールアドレス



確認

新しいコード送信

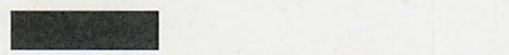
続ける

＜ キャンセル



メールアドレス宛てに確認コードを送信しました。確認コードを入力し、確認ボタンを押してください。

メールアドレス



確認

新しいコード送信

続ける

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

Createボタンの下に「情報が処理されるまでお待ちください。」というメッセージが表示された場合、画面上部に別のエラーメッセージが表示されていることがあります。

(1) 仮に画面上部に「Claim not verified:[メールアドレス]」とのメッセージが表示される場合には、入力したメールアドレス宛に送信された確認コード（6桁の数字）を「確認コード」欄に御入力後（数字は半角）、「コードの確認」ボタンの押下が完了である可能性がございます。

「コードの確認」を押下していただき、問題なく確認されると、右上に「電子メールアドレスが確認されました。今すぐ続行できます。」と表示されます。

サインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

[https://www.youtube.com/playlist?
list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw](https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw)

(2) 仮に画面上部に「招待メールが送信されたユーザでないため、サインアップできません」とのメッセージが表示される場合には、招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要がございます。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firsttime.pdf

御対応いただく上で御不明な点がございましたら、トップ画面に表示されているチャットボットも御利用ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
利用者登録画面で、必要事項記載後、createをクリックした後、その下に情報後処理されるまでお待ちくださいとの表示後動かない

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
利用者登録ができない。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。
いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsに利用者登録（サインアップ）していただくには、mintsへの招待メールを受信していただく必要があります。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。

詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firertime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照してください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEi5akfa4tH2Kw>

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
操作マニュアル8頁(1)のとおり「サイ
ンイン」ボタンを押しても、9頁(2)の
サインイン画面が開きません。
解決方法をご教示ください。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsの御利用に当たって、推奨ブラウザを含む推奨
環境を御確認いただけますでしょうか。
推奨ブラウザは、Microsoft Edge と Google Chrome で
す。これら以外のブラウザについては動作保証はいた
しかねますので、御了承ください。
推奨環境につきましては、以下のマニュアルP.2を御参
照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=2

なお、招待メール受信後のサインアップ方法について
は、「操作説明動画～サインアップ編～」を参照して
ください。
<https://youtu.be/s2kRP8NgyoY>

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。

最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。

裁判所から利用者登録のために招待メール（件名

【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録（サインアップ）を行ってください。

利用者登録の希望を申し出たにもかかわらず、招待メールが届かない場合は、今一度、次の事項を御確認、御検討ください。

1. 裁判所に提供したメールアドレスに誤りはありますでしょうか。

2. 迷惑メールフォルダに振り分けられていませんでしょうか。

3. 外国からのメールについて、受信拒否の設定をしている場合は、解除してください。

4. 2, 3が原因でない場合、mintsからの自動配信メールにはSPFの設定を入れており、これが原因である可能性がございます。メールシステム管理者に対し、「メール送信元から、SPFが設定されたメールが届かないとの連絡があった」旨をお伝えいただき、対応について御確認いただくことを御検討ください。

5. 受信可能なメールアドレスへの変更を御検討ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業

弁護士

お問い合わせの種類

その他

お問い合わせ内容

山形地方裁判所 弁護士 [REDACTED]と申します。

サインアップの招待メールを確認できません。

申請したメールアドレスと違うアドレスに送信されてしまった可能性も考え、複数のメールアドレスで、迷惑メールボックス等も探しましたが、確認できませんでした。

お手数ですが、招待メールの再送、及び、送付先メールアドレスの通知をお願いいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
登録している事務所の住所・電話番号
が変更になりましたが、これらを変更
登録する方法が分かりません。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。
いただいた御質問に回答させていただきます。

サインイン後のアカウント設定画面で、登録情報の変
更が可能です。
アカウント設定画面での編集方法については、操作マ
ニュアル23ページもご参照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=23

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

御登録済みの電話番号（二要素認証用の電話番号）について、お手数をおかけいたしますが、海外からの受信拒否設定がされていないかを御確認の上、拒否設定がされている場合は解除してください。その上で、今一度、二要素認証画面の「電話する」ボタンを押下して、電話認証（通話）をする方法を試みてください。それでも認証できない場合は、念のため、電話機の不具合等がないかどうかを電話会社に御確認ください。

電話機にも不具合等がない場合は、最高裁において、御本人確認を行った上で、二要素認証用の電話番号を変更させていただくこともできますので、変更の必要がございましたら、お手数をおかけいたしますが、改めてお問合せフォームから御連絡いただきますようお願いいたします。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
ログイン時に登録電話番号に電話をかけて設定とありますが、固定電話を登録しているので電話すると選択しても掛かってきません。

よってログインできません。

お問い合わせいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsでは、サインアップ後の画面で、サインアップの履歴を御確認いただくことはできません。

なお、ファイルアップロード完了時などの主要な操作が行われた場合には、mintsからその旨お知らせするメールが送信され、mintsのホーム画面にもその旨お知らせする表示がされます。mintsから送信されるメールの詳細につきましては、操作マニュアルの別紙1を御覧ください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

おって、mintsのセキュリティ対策は以下のとおりとなっていますので、併せて御参照ください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_overview_of_secu

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
利用を開始した場合、第三者に不正に利用されていないか、隨時確認をしたいと考えているのですが、サインアップ後の画面で、サインアップの履歴を確認することは可能でしょうか。また、マニュアルやQ&A等、公表されている資料で、サインアップの履歴を確認できる旨記載されているものがございましたら、該当箇所をご教示いただけますと幸いに存じます。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
1つのファイルについて1つの受領証は作成できるので明日が、同日にアップロードされた複数のファイルについて受領証が作成できません。なんですかこの使えないシステムは。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係です。

いただいた御質問に回答させていただきます。

相手方当事者の方が、複数の書証をまとめて（同時に）アップロードした場合は、それらの書証について一括して受領書が自動生成されますが、別々にアップロードした場合は、システム上、それぞれにつき受領書が作成されます。

別々にアップロードされたものについて1通の受領書を提出したい場合は、お手数をおかけいたしますが、受領書作成画面右上の「編集」ボタンから内容を編集していただくという方法がございます。

ただし、この方法では、事件情報の提出済み書面において、受領書提出欄が「済」に変更されませんので、御留意ください。

受領書作成につきましては、操作マニュアル48ページも御参照ください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=

御不便をおかけし、大変恐縮に存じますが、頂戴しました御意見につきましては、今後の裁判所のデジタル化の検討等の中で参考とさせていただきます。

今後ともよろしくお願ひいたします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

まずは利用者登録（サインアップ）が完了しているかどうか、今一度御確認ください。御登録いただいたメールアドレス宛てに「【mints】アカウント登録完了」と題し、mintsのIDが記載されたメールが届いているようでしたら、完了しております。
仮に完了していないかった場合は、お手数ですが、改めてサインアップの操作をお願いいたします。

サインアップしていただくには、mintsへの招待メールを受信していただく必要があります。
招待メールを受信するためには、mintsの利用を希望する事件が係属する裁判所に対し、利用者登録の希望を申し出る必要があります。
裁判所から利用者登録のために招待メール（件名【mints】新規アカウント登録の御案内）を送信しますので、招待メールを受信してから、mints上で利用者登録を行ってください。
詳しくは、「初めてご利用の方へ」を参照してください。

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_firstrtime.pdf

招待メール受信後のサインアップ方法については、以下を参照してください。

「操作説明動画～サインアップ編～」

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLS5EiOlcY5OcQ5EtZRtvEl5akfa4tH2Kw>

（操作マニュアル7ページ）

https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=7

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
サインアップをしようとしたところ、
入力したパスワードを入れても違うと
表示されたため、
パスワードを忘れたということにして
手続した。
確認コードが登録メールアドレスに送
られたので入力するとメールアドレス
の登録が確認できました。続行してく
ださいと表示されたので、続けるボタ
ンを押した。
その後、何度試みても、添付ファイル
の画像から先に進めることができな
い。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
その他

お問い合わせ内容
受領書についての質問と要望です。
現在の設定では、相手代理人の敬称が
「様」になっています。これを「先
生」に書き換えることはできますか？
もし、現状ではできないのであれば、
今後、できるように変更することは可
能でしょうか。 よろしくお願いいいた
します。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

受領書作成時、受領書の宛先として表示されている相
手代理人の敬称の表記を編集することはできません。

頂戴しました御意見につきましては、今後の裁判所の
デジタル化の検討等の中で参考とさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
mintsトップページ画面を開こうとしても開けることができない。フォービドンとの英語表示が出る。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsのURLは以下のとおりとなります。今一度、以下のURLより、トップ画面にアクセスしていただいた上、サインインしていただくことをお試しいただけますでしょうか。

<https://www.mints.courts.go.jp/user/>

また、mintsの御利用に当たって、推奨ブラウザを含む推奨環境を御確認いただけますでしょうか。
推奨ブラウザは、Microsoft Edge と Google Chrome です。これら以外のブラウザについては動作保証はいたしかねますので、御了承ください。

推奨環境につきましては、以下のマニュアルP.2を御参考ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=2

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
機能や操作方法について

お問い合わせ内容
サインインしようとしても、メールア
ドレスやパスワードを入力する画面が
開かない。
毎回、開いた画面に従って手続をする
と、パスワード変更画面が表れる。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

mintsのURLは以下のとおりとなります。念のため、今一度以下のURLより、トップ画面にアクセスしていただいた上、サインインをお試しいただけますでしょうか。

<https://www.mints.courts.go.jp/user/>

サインインの手順につきましては、操作マニュアルの
1 3ページ以下を御覧ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf#page=1

やはりサインインができない場合は、大変お手数をお
かけいたしますが、mintsのID、具体的に行つた操
作・手順、操作を行つた日時を記載の上、再度この問
合せフォームよりお問い合わせください。
可能であればスクリーンショットも御提供いただけま
すと幸いに存じます。
なお、スクリーンショットには個人情報や機密情報が
映り込まないよう、御注意ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容

3月の下旬にも一度問合せし、アラカラ様にご対応いただいたのですが、mintsの書面提出の通知メールが5月2日の正午頃からまた届かなくなりました。以前と同じく弁護士には届かず、補助者には届きます。

お手数ですが、またエラーが出ていましたらご対応いただきたく存じます。
どうぞよろしくお願ひします。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

御利用されているメールの設定について、お手数をおかけいたしますが、メールを外部へ自動転送する設定がされていないかを御確認の上、自動転送する設定がされている場合は解除してください。

その上で、当係において送信側システムの設定を確認する必要がございますので、改めてお問合せフォームから設定を解除した旨を御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、自動転送の設定がされていない場合にも、大変お手数ですが、お問合せフォームからその旨を御連絡ください。

今後ともよろしくお願ひいたします。

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
サインインできない。正確には、右上のサインインボタンを押下しても、about:blank（小さい画面）となったまま動かず、サインイン画面に遷移しない（添付ファイル参照）。
なお、添付ファイルはgoogle chromeですが、microsoft edgeでも同様でした。
また、裁判所に問い合わせて、http://www.mints.courts.go.jp/user/から同じ操作をしましたが、やはり同様でした。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

お問合せをお受けしまして、サインイン時の操作に障害が発生していないか調査いたしましたところ、お問合せをいただいた事象は当方では確認できませんでした。

また、お問合せ内容及び添付ファイルに記載の情報に基づいて調査いたしましたところ、貴事務所以外のインターネット環境では正常に動作することからすると、インターネット環境が原因である可能性が高いと考えられます。

つきましては、お手数ですが、4月15日から22日の間に、貴事務所のネットワーク環境に変更がなかつたか御確認いただきますようお願ひいたします。

なお、mintsの推奨環境につきましては、以下のマニュアルのP.2を御参照ください。
https://www.mints.courts.go.jp/user/user_manual.pdf

こちらで調査できた事項は以上です。
今後ともよろしくお願ひいたします。

サインイン

ご案内

運用停止はこちら

2024/04/15

4月1日～4月14日の間、メールの配信を停止する旨お知らせしていましたが、停止期間は終了しました。

2024/04/13

メンテナンスは終了しました。ご不便をおかけして申し訳ございませんでした。

メンテナンス時間：2024/04/13 02:00 ~ 2024/04/13 6:45

2024/03/23

4月1日～4月14日の間、操作マニュアルの別紙1「メール一覧」記載のメールの配信を一時的に停止します（その他の機能は利用可能で

操作マニュアル

操作説明動画

初めてご利用の方へ

F A Q

利用規約

システム利用時間

24時間 365日

ただし、毎月最終土曜日午前2時から午前10時まではメンテナンスのためご利用いただけません。

mintsに関するご質問・お問い合わせは、画面右下のチャットボットをご利用ください。

セキュリティ対策

mintsのセキュリティ対策の概要は

こちら



裁判所

質問にお答えします。



The screenshot shows the mints homepage (民事裁判所電子提出システム) with a central 'Sign In' button. A 'Sign In' button is also located in the top right corner. Below it, there's a section titled 'System Usage Time' (システム利用時間) with a note about maintenance from April 13th to 14th. On the left, there's a 'Case Information' (ご案内) section with news items and links to 'Operation Manual' (操作マニュアル), 'FAQ' (FAQ), and 'Usage Instructions' (利用説明書). A 'Google Chrome' browser window is overlaid on the page, showing a blank 'about:blank' page.

mints
民事裁判所電子提出システム

ご案内

運用停止はごちら

2024/04/15 4月1日～4月14日の間、メールの配信を停止する旨のお知らせ

2024/04/13 メンテナンスは終了しました。ご不便をおかけして申し訳ございません。
メンテナンス時間：2024/04/13 02:00 ~ 2024/04/13 06:00

2024/03/23 4月1日～4月14日の間、操作マニュアルの別紙1「操作マニュアル」は利用可能であります。

操作マニュアル

操作説明書

FAQ

利用説明書

システム利用時間

24時間 365日
ただし、毎月最終土曜日午前2時から午前10時まではメンテナンスのためご利用いただけません。

mintsに関するご質問・お問い合わせは、画面右下のチャットボットをご利用ください。

セキュリティ対策

mintsのセキュリティ対策の概要は
[こちら](#)

裁判所
COURTS IN JAPAN

質問にお答えします。

- mints画面で右上の「サインイン」ボタンを押下すると、ポップアップは出るが、[about: blank]のまま、その後の画面に切り替わらないため、サインインができない。
- 弊事務所以外のインターネット環境で、上記と同じ操作をすると、パソコンでもスマホでも正常に動作する。
→<https://www.mints.courts.go.jp/user/home>
- 正常に動作した場合、切り替わった後のサインインの画面のURLは、<https://p01mintsuser.b2clogin.com>と表示されている。
- 4/15(月)に操作したときは正常、4/22(月)に操作したら上記のとおり動作しなくなっていた。→4/15~22の間の更新が影響か？

ご職業
弁護士

お問い合わせの種類
不具合や障害について

お問い合わせ内容
昨日17時前に下記メール、本日も
お電話くださりありがとうございます。

ご指示いただいたメールの設定を
確認をしたところ、「外部へ自動
転送する設定」がなされていたた
め、先ほど解除いたしました。
お手数おかけし誠に申し訳ござい
ませんが、何卒よろしくお願ひし
ます。

記

[REDACTED]
様

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

御利用されているメールの設定に
ついて、お手数をおかけいたします
が、メールを外部へ自動転送す
る設定がされていないかを御確認
の上、自動転送する設定がされて
いる場合は解除してください。

その上で、当係において送信側シ
ステムの設定を確認する必要がござ
いますので、改めてお問合せフ
ォームから設定を解除した旨を御
連絡いただきますようお願いいた
します。

なお、自動転送の設定がされてい
ない場合にも、大変お手数です
が、お問合せフォームからその旨
を御連絡ください。

お問合せいただき誠にありがとうございます。
最高裁判所mints担当係でございます。

いただいた御質問に回答させていただきます。

「外部へ自動転送する設定」を解除いただいた後、送
信側システムのエラーが解消され、mintsからメール
配信される状態に復旧したことを確認いたしました。

なお、引き続きmintsからの通知メールが送信されな
い場合は、大変お手数をおかけいたしますが、再度こ
のお問合せフォームよりお問合せください。

今後ともよろしくお願ひいたします。